

令和7年9月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河 内 長 野 市

令和 7 年 9 月河内長野市議会定例会提出議案目次

報告第 1 4 号	専決処分報告について（和解並びに損害賠償の額の決定）		1
報告第 1 5 号	令和 6 年度健全化判断比率の報告について		4
報告第 1 6 号	令和 6 年度資金不足比率の報告について		5
報告第 1 7 号	令和 6 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業並びに決算の報告について		6
報告第 1 8 号	令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算の報告について		2 6
報告第 1 9 号	令和 6 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業並びに決算の報告について		4 8
報告第 2 0 号	令和 6 年度三日市都市開発株式会社の事業並びに決算の報告について		6 6
報告第 2 1 号	令和 6 年度河内長野都市開発株式会社の事業並びに決算の報告について		8 2
報告第 2 2 号	令和 6 年度三日市町駅整備株式会社の事業並びに決算の報告について		9 7
認定第 1 号	令和 6 年度河内長野市一般会計歳入歳出決算認定について		1 0 7
認定第 2 号	令和 6 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について		1 0 8
認定第 3 号	令和 6 年度河内長野市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について		1 0 9
認定第 4 号	令和 6 年度河内長野市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について		1 1 0
認定第 5 号	令和 6 年度河内長野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		1 1 1
認定第 6 号	令和 6 年度河内長野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		1 1 2
認定第 7 号	令和 6 年度河内長野市水道事業決算認定について		1 1 3

認定第 8 号	令和 6 年度河内長野市下水道事業決算認定について	1 1 4
議案第 5 8 号	河内長野市教育委員会委員の任命について	1 1 5
議案第 5 9 号	河内長野市地域経済循環創造事業補助金審査委員会 設置条例の制定について	1 1 6
議案第 6 0 号	河内長野市寺ヶ池公園リニューアル事業検討委員会 設置条例の制定について	1 1 9
議案第 6 1 号	河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の制定について	1 2 3
議案第 6 2 号	職員の育児休業等に関する条例の改正について	1 3 8
議案第 6 3 号	河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の改正について	1 4 1
議案第 6 4 号	河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例 の改正について	1 4 5
議案第 6 5 号	河内長野市市税条例の改正について	1 5 0
議案第 6 6 号	河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の 改正について	1 5 7
議案第 6 7 号	河内長野市南花台モビリティ「クルクル」の運行に 関する条例の改正について	1 5 8
議案第 6 8 号	河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の改正について	1 5 9
議案第 6 9 号	河内長野市水道事業給水条例の改正について	1 6 0
議案第 7 0 号	財産取得について	1 6 1

別冊 1（令和 7 年度各会計補正予算関係）

報告第 1 4 号

専決処分報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、市長において次のとおり和解並びに損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

専決第 4 号

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 7 月 7 日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

令和 7 年 3 月 7 日午前 1 1 時頃、相手方が市の管理に係る林道千石谷線を普通車で走行中、法面からの落石により相手方車両の左側フロントフェンダー及び左側フロントドアを損傷させた物損事故について、市の管理上の瑕疵を認め、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の趣旨

本件事故の責任割合について、市を 1 0 0 パーセントとし、市が損

害賠償金を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金 3 7 1 , 6 5 7 円

3 和解及び損害賠償の相手方

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1

氏名 株式会社日産フィナンシャルサービス

代表取締役 高野 晶

専決第 5 号

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

令和 7 年 5 月 1 5 日午前 1 0 時 1 5 分頃、市立長野小学校教員駐車場内において、職員が同駐車場に駐車していた公用車を出発させるため、右斜め前方に前進させたところ、隣に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の車体左前方を損傷させた物損事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の主旨

本件事故の責任割合について、市を 1 0 0 パーセントとし、市が損害賠償金を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金 1 2 6 , 3 2 5 円

3 和解並びに損害賠償の相手方

大阪狭山市在住 A

専決第 6 号

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 8 月 7 日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

本市の事務誤りにより、相続権のない相手方を令和 7 年 5 月 1 日付けで、地方税法第 9 条の 2 第 2 項に基づき固定資産税・都市計画税に係る相続人代表者に指定したことで、本来不要であった相続放棄の手続を行うための費用を相手方が負担し、相手方に損害が生じた件について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の主旨

本件の責任割合について、市を 1 0 0 パーセントとし、市が損害賠償金を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金 8 0 , 0 6 0 円

3 和解並びに損害賠償の相手方

阪南市在住 A

報告第 15 号

令和 6 年度健全化判断比率の報告について

令和 6 年度の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 2 . 2 4)	— (1 7 . 2 4)	2 . 3 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- ・ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- ・ 本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 16 号

令和 6 年度資金不足比率の報告について

令和 6 年度の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
産業用地整備事業特別会計	—

備考

- ・ 資金不足が生じていない場合は、「—」を記載している。

報告第 17 号

令和 6 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業並びに決算の報告について

令和 6 年度の公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業並びに決算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監査報告書

令和7年4月22日

公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター
理 事 長 梶 井 繁 春 様

公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター
監 事 井 上 義 弘

公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター
監 事 小 原 正 宏

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況は、適正に表示しているものと認めます。

以上

令和 6 年度事業報告

令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで

I 事業の実施状況

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業で働く方々の福利厚生事業を実施しました。会員事業所の皆様方はもとより、市及び商工会など関係機関の協力・連携のもと、中小企業と大企業との福利厚生の規模間格差の更正を目指し、勤労者福祉の向上と地域経済の振興・発展に寄与してまいりました。

令和6年度におきましても、中小企業を営む事業主及びその中小企業に勤務する勤労者等の多様なニーズに応えられるよう努めました。大阪府内の互助会・サービスセンターとの共同事業を増やし、イベント事業を活発化させ、福利厚生事業の充実と、働きやすい職場環境づくりを支援し、市内における勤労者福祉の拠点となるよう、「会員サービスの向上」「効率的・効果的な運営」が図られる組織体制の構築に取り組みました。

II 会員拡大の取組

1. 会員の状況

(1) 年度別状況表

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入会者数	55 人	57 人	46 人
退会者数	62 人	57 人	78 人
増減	-7 人	0 人	-32 人
年度末会員数	885 人	885 人	853 人
年度末事業所数	188 事業所	178 事業所	172 事業所

(2) 月別入退会状況表

	入会		退会		累計	
	事業所数	会員数	事業所数	会員数	事業所数	会員数
6年4月	0	12 人	1	18 人	177	879 人
5月	0	3 人	0	5 人	177	877 人
6月	0	1 人	0	2 人	177	876 人
7月	0	2 人	0	7 人	177	871 人
8月	0	0 人	0	0 人	177	871 人
9月	0	3 人	0	2 人	177	872 人
10月	0	6 人	1	10 人	176	868 人
11月	0	1 人	1	5 人	175	864 人
12月	0	7 人	0	6 人	175	865 人
7年1月	0	5 人	2	7 人	173	863 人
2月	0	2 人	0	9 人	173	856 人
3月	0	4 人	1	7 人	172	853 人
合計	0	46 人	6	78 人		

2. 広報活動

市内中小企業及び勤労者市民に対して、当サービスセンター事業の趣旨及び事業内容等について、広報活動を行った。

(1) ラークニュースの発行

事業内容の案内、幹旋等掲載の充実を図り、全ての会員に発送した。
発行部数として、年間12,000部を発行した。

(2) ライン公式アカウントの活用

ライン公式アカウントを活用し、会員へ事業案内等の周知を図った。

(3) 河内長野市商工会との連携

商工会が発行する「商工会報」に入会案内を掲載。
商工会会員あての郵送物に当サービスセンター入会案内を同封。
経営指導員による巡回、窓口指導、確定申告時の際に入会案内を行うことで会員増強に努めた。

3. 魅力ある福利厚生サービス事業の展開

新規提携先の開拓等、会員サービスのメニューの増加に努めた。

Ⅲ 中小企業勤労者等の福利厚生事業

1. 生活安定事業 【事業費 9,707,989円】

(1) 慶弔給付事業

① (一社) 全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔給付事業加入

中小企業単独では実施が難しい福利厚生事業について、低コストで充実した慶弔給付事業を実施できる(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔給付事業に加入した。

② 全福ネット慶弔給付事業

会員を対象に、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔給付を活用し、各種祝金、弔慰金、見舞金(収益事業等は※3種類)の給付を行った。

給付項目	給付事由	金額(円)	件数(件)
結婚祝金※	会員が結婚したとき	20,000	7
結婚記念祝金※	銀婚祝(25周年)	10,000	14
	珊瑚婚祝(35周年)	20,000	9
	金婚祝(50周年)	30,000	2
子の出生祝金※	会員の子が出生したとき	10,000	6
子の就学祝金	子の小学校入学	10,000	12
	子の中学校入学	10,000	28
傷病休業見舞金	休業14日以上30日未満	10,000	3
	休業30日以上60日未満	20,000	12

重度障害見舞金	会員の重度障害(71歳未満)	100,000	0
	会員の重度障害(71歳以上)	50,000	0
後遺障害見舞金	会員の不慮の事故による後遺障害	4,000～100,000	0
死亡弔慰金	会員の死亡(71歳未満)	100,000	0
	会員の死亡(71歳以上)	50,000	2
	配偶者死亡	50,000	1
	子死亡	30,000	0
	親死亡	10,000	29
勤続祝金	勤続10年	10,000	30
	勤続20年	20,000	27
	勤続30年	20,000	11
	勤続40年	30,000	10
退会餞別金	在会 5年以上	5,000	17
	在会10年以上	15,000	29
合 計			249

③ 平成20年度以前の旧慶弔給付事業(平成24年度制度改正に伴う経過措置)

給付項目	給 付 事 由	金額(円)	件数(件)
退会餞別金	在会 3年以上	記念品	3
	在会10年以上	20,000	4
	在会15年以上	100,000	4
	在会20年以上	200,000	8
合 計			19

④ 平成21年度以降の新慶弔給付事業(平成24年度制度改正に伴う経過措置)

給付項目	給 付 事 由	金額(円)	件数(件)
退会餞別金	在会 3年以上	記念品	2
	在会10年以上	20,000	0
	在会15年以上	30,000	0
	在会30年以上	100,000	0
合 計			2

(2) 物資斡旋事業

会員と家族に、家庭用常備薬等、企画商品の斡旋を行った。

内 容	斡旋件数
家庭用常備薬	44件
通信販売での企画商品の斡旋	23件
2事業合計	67件

2. 老後生活安定事業

独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携し、中小企業に働く従業員の老後生活の安定を図ることを目的とした退職金制度「中小企業退職金共済」等の案内加入斡旋を行った。

3. 余暇活動事業 【事業費 6,894,151円】

(1) レクリエーション事業

会員相互の親睦や、会員及びその家族とのふれあいを深めるため、映画、コンサート、スポーツ等のレクリエーション行事を行った。

① 文化鑑賞事業

ラブリーホールやチケットぴあ等を通じて、コンサート、スポーツ観戦、映画、美術館等、鑑賞券の一部補助を行った。

内 容	斡旋枚数
映画鑑賞券	350枚
美術館等鑑賞券	116枚
観劇事業（ラブリーホール、チケットぴあ等）	51枚
3事業合計	517枚

② レジャー施設利用助成事業

レジャー施設と法人契約、利用契約を結び、会員等の余暇活動の充実を図り、会員と家族には、一部利用補助を行った。

内 容	利用者数
関西サイクルスポーツセンター	32人
木下大サーカス	12人
2事業合計	44人

③ その他利用事業

チケット等の一部利用補助を行った。

内 容	斡旋枚数
QUOカード	220枚
QUOカードPay（新規）	66枚
ジェフグルメカード	1,200枚
トイカード	540枚
マックカード	200枚
ミスタードーナツ商品券	400枚
風の湯利用券	800枚
サーティワンアイスクリームギフト券	300枚
ユニクロギフトカード	92枚

スターバックス カード	9 1 枚
K O M E C A	2 5 枚
大阪マリオット都ホテル	3 4 枚
1 2 事業合計	3, 9 6 8 枚

(2) 大阪府内互助会、サービスセンター共同事業

個々の互助会、サービスセンター単独では予算的人員的に実施が困難な事業や既存事業の更なる拡充を図るため、大阪府内 2 0 団体で構成されている「大阪地区勤労者福祉事業拡充委員会」(愛称: おおきに N e t) に参画し、大阪府内で広域的な展開が見込めるサービス事業を実施した。

- ① おおきに N e t 参画団体が個別に契約しているサービス等を、各団体の会員が相互に共同利用できるようネットワークを構築した。また、割引共同利用店舗網のサービスの拡充を図った。
- ② マス釣り体験など多様な会員ニーズに応じたイベント事業を企画し、共同開催した。

内 容	参加者数
六月スーパー歌舞伎&ホテルビュッフェ (実施日 6 月 1 2 日・1 6 日・2 2 日) 合計人数 1 3 0 人	9 人
埴輪づくり体験 (実施日 7 月 7 日) 合計人数 1 7 人	4 人
オリジナル作品づくり (実施日 8 月 4 日) 合計人数 1 5 人	1 人
千早川マス釣り体験 (実施日 1 0 月 6 日) 合計人数 6 1 人	0 人
落花生収穫体験 (実施日 1 0 月 2 7 日) 合計人数 4 4 人	8 人
1 1 月松竹新喜劇公演観劇特別プラン (実施日 1 1 月 2 3 日・2 4 日) 合計人数 7 8 人	3 人
オリジナル飾りづくり (実施日 1 2 月 8 日) 合計人数 1 1 人	2 人
宝塚歌劇観劇と宝塚ホテルでの食事 (実施日 1 月 1 2 日) 合計人数 7 0 人	1 4 人
8 事業合計	4 1 人

- ③ 泉州地域(堺市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市)、河内地域(藤井寺市、富田林市、羽曳野市、河内長野市)の 9 市による連絡会議を実施し、南大阪地域に密着した情報の共有化と共同事業を行った。

内 容	利用者数
ひらかたパーク 合計人数 2 6 5 人	5 1 人
ホテル日航関西空港 合計人数 1 7 3 人	5 人
なばなの里イルミネーション 合計人数 8 6 人	9 人
3 事業合計	6 5 人

- ④ Cブロック（藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市）の5市による連絡会議を実施し、情報の共有化と共同事業を行った。

内 容	参加者数
豚まん手作り体験教室 (実施日 3月1日) 合計人数 1 9 人	1 3 人
1 事業合計	1 3 人

4. 健康管理事業 【事業費 1 6 9, 9 6 0 円】

会員の健康維持増進を図るため、人間ドック、生活習慣病予防検診の補助を行うとともに、会員制スポーツクラブ等健康増進施設の利用等、健康管理に関する事業を行った。

内 容	利用者数
人間ドック補助（3 5 歳以上）	2 3 人
生活習慣病予防検診補助（3 5 歳以上）	2 4 人
スポーツクラブ利用券補助	3 2 人
3 事業合計	7 9 人

5. 宿泊補助事業 【事業費 3 3 0, 0 0 0 円】

大手旅行会社、全国のホテル、旅館等と宿泊利用契約を結び、一部利用補助（会員 3, 0 0 0 円年間 1 泊）を行い、会員等の余暇活動の充実を図った。

内 容	利用者数
宿泊補助（年度内 1 泊）	1 1 0 人

6. 自己啓発事業 【事業費 2 4 4, 2 5 0 円】

（1）勤労者のスキルアップ事業

ビジネスマナー教室などの講習会開催を他の互助会等と企画し、勤労者の職業能力向上を図った。

（2）文化教養促進事業

文化教養の向上を目的とした通信講座やカルチャーセンター等の入会金、受講料の割引等を行った。

(3) その他事業

図書カードを会員と家族に一部利用補助を行い、一般より安価な価格で斡旋した。

内 容	斡旋枚数
図書カード	250枚

IV. 理事会・評議員会の開催状況

1. 理事会

会議名	案 件
決議省略提案	議案第1号 臨時評議員会の開催について
決議省略提案	議案第2号 副理事長の選任について
決議省略提案	議案第3号 臨時評議員会の開催について
第1回理事会	議案第4号 令和5年度事業報告について 議案第5号 令和5年度収支決算報告について 議案第6号 定時評議員会の開催について 報告第1号 職務執行の報告について
第2回理事会	議案第7号 令和7年度事業計画について 議案第8号 令和7年度収支予算について 議案第9号 資金調達及び設備投資の見込みについて 報告第2号 職務執行の報告について
決議省略提案	議案第10号 臨時評議員会の開催について
決議省略提案	議案第11号 専務理事の選任について

2. 評議員会

会議名	案 件
決議省略提案	議案第1号 新理事の選任について
決議省略提案	議案第2号 新評議員の選任について
定時評議員会	議案第3号 令和5年度事業報告について 議案第4号 令和5年度収支決算報告について
決議省略提案	議案第5号 新理事の選任について

令和 6 年度収支決算報告

令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資 産 の 部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現 金	228,770	194,481	34,289
普通預金	2,803,859	2,742,386	61,473
通知預金	756,000	756,000	0
定期預金	1,668,378	1,668,345	33
現金預金合計	5,457,007	5,361,212	95,795
(2) その他流動資産			
貯蔵品	317,300	134,250	183,050
未収金	513,100	792,800	▲279,700
前払金	51,700	0	51,700
その他流動資産合計	882,100	927,050	▲44,950
流動資産合計	6,339,107	6,288,262	50,845
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退会費別金引当資産	27,269,451	29,359,072	▲2,089,621
特定資産合計	27,269,451	29,359,072	▲2,089,621
固定資産合計	32,269,451	34,359,072	▲2,089,621
資産合計	38,608,558	40,647,334	▲2,038,776
II 負 債 の 部			
1. 流動負債			
未払金	934,300	969,982	▲35,682
預り金	240	240	0
前受金	173,300	87,500	85,800
流動負債合計	1,107,840	1,057,722	50,118
負債合計	1,107,840	1,057,722	50,118
III 正 味 財 産 の 部			
1. 指定正味財産			
基本財産	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(27,269,451)	(29,359,072)	(▲2,089,621)
正味財産合計	37,500,718	39,589,612	▲2,088,894
負債及び正味財産合計	38,608,558	40,647,334	▲2,038,776

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産運用益	100	100	0
基本財産運用益計	100	100	0
特定資産運用益			
特定資産運用益	882	608	274
特定資産運用益計	882	608	274
受取会費			
会員受取会費	7,290,500	7,475,300	▲184,800
受取会費計	7,290,500	7,475,300	▲184,800
負担金			
受取負担金	6,139,558	5,808,380	331,178
負担金計	6,139,558	5,808,380	331,178
受取補助金等			
受取市補助金	2,100,000	2,100,000	0
受取民間補助金	3,790,595	3,284,258	506,337
受取補助金等計	5,890,595	5,384,258	506,337
雑収益			
雑収益	44,054	13,562	30,492
雑収益計	44,054	13,562	30,492
経常収益計	19,365,689	18,682,208	683,481
(2) 経常費用			
生活安定事業費			
慶弔給付事業費	2,089,000	2,184,000	▲95,000
慶弔給付事業費(新)	6,000	20,000	▲14,000
全福祉慶弔給付事業費	7,032,989	6,767,773	265,216
祝金給付事業費	580,000	430,000	150,000
生活安定事業費計	9,707,989	9,401,773	306,216
福利厚生事業費			
余暇活動事業費	6,894,151	6,741,241	152,910
健康管理事業費	169,960	145,550	24,410
宿泊補助事業費	330,000	297,000	33,000
自己啓発事業費	244,250	195,400	48,850
福利厚生事業費計	7,638,361	7,379,191	259,170
事業費			
事務委託費	1,776,000	1,728,000	48,000
旅費交通費	14,060	14,900	▲840
消耗品費	6,743	5,279	1,464
印刷製本費	233,634	192,390	41,244
通信運搬費	434,246	402,141	32,105
手数料	151,799	133,733	18,066
賃借料	72,864	72,864	0
広報活動費	30,293	162,621	▲132,328
負担金	493,920	493,920	0
事業費計	3,213,559	3,205,848	7,711
管理費			
報償費	34,000	24,000	10,000
租税公課	10,800	10,800	0
事務委託費	444,000	432,000	12,000
消耗品費	1,686	1,319	367

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
印刷製本費	58,408	48,097	10,311
通信運搬費	108,561	100,534	8,027
手数料	37,950	33,433	4,517
賃借料	18,216	18,216	0
広報活動費	7,573	40,655	▲33,082
負担金	123,480	123,480	0
雑費	50,000	1,760	48,240
管理費計	894,674	834,294	60,380
経常費用計	21,454,583	20,821,106	633,477
当期経常増減額	▲2,088,894	▲2,138,898	50,004
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲2,088,894	▲2,138,898	50,004
当期一般正味財産増減額	▲2,088,894	▲2,138,898	50,004
一般正味財産期首残高	34,589,612	36,728,510	▲2,138,898
一般正味財産期末残高	32,500,718	34,589,612	▲2,088,894
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	100	100	0
基本財産運用益計	100	100	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	▲100	▲100	0
一般正味財産への振替額計	▲100	▲100	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	37,500,718	39,589,612	▲2,088,894

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	小計	その他	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益							
基本財産運用益	100	100	0	0	0	0	100
基本財産運用益計	100	100	0	0	0	0	100
特定資産運用益							
特定資産運用益	882	882	0	0	0	0	882
特定資産運用益計	882	882	0	0	0	0	882
受取会費							
会員受取会費	5,103,350	5,103,350	729,050	729,050	1,458,100	0	7,290,500
受取会費計	5,103,350	5,103,350	729,050	729,050	1,458,100	0	7,290,500
負担金							
受取負担金	6,139,558	6,139,558	0	0	0	0	6,139,558
負担金計	6,139,558	6,139,558	0	0	0	0	6,139,558
受取補助金等							
受取市補助金	2,100,000	2,100,000	0	0	0	0	2,100,000
受取民間補助金	3,210,595	3,210,595	580,000	580,000	0	0	3,790,595
受取補助金等計	5,310,595	5,310,595	580,000	580,000	0	0	5,890,595
雑収益							
雑収益	44,021	44,021	0	0	33	0	44,054
雑収益計	44,021	44,021	0	0	33	0	44,054
経常収益計	16,598,506	16,598,506	1,309,050	1,309,050	1,458,133	0	19,365,689
(2) 経常費用							
生活安定事業費							
慶弔給付事業費	2,089,000	2,089,000	0	0	0	0	2,089,000
慶弔給付事業費(新)	6,000	6,000	0	0	0	0	6,000
全福祉慶弔給付事業費	6,703,877	6,703,877	329,112	329,112	0	0	7,032,989
祝金給付事業費	0	0	580,000	580,000	0	0	580,000
生活安定事業費計	8,798,877	8,798,877	909,112	909,112	0	0	9,707,989
福利厚生事業費							
余暇活動事業費	6,894,151	6,894,151	0	0	0	0	6,894,151
健康管理事業費	169,960	169,960	0	0	0	0	169,960
宿泊補助事業費	330,000	330,000	0	0	0	0	330,000
自己啓発事業費	244,250	244,250	0	0	0	0	244,250
福利厚生事業費計	7,638,361	7,638,361	0	0	0	0	7,638,361
事業費							
事務委託費	1,554,000	1,554,000	222,000	222,000	0	0	1,776,000
旅費交通費	14,060	14,060	0	0	0	0	14,060
消耗品費	5,900	5,900	843	843	0	0	6,743
印刷製本費	204,430	204,430	29,204	29,204	0	0	233,634
通信運搬費	379,965	379,965	54,281	54,281	0	0	434,246
手数料	132,824	132,824	18,975	18,975	0	0	151,799
賃借料	63,756	63,756	9,108	9,108	0	0	72,864
広報活動費	26,506	26,506	3,787	3,787	0	0	30,293
負担金	432,180	432,180	61,740	61,740	0	0	493,920
事業費計	2,813,621	2,813,621	399,938	399,938	0	0	3,213,559
管理費							
報償費	0	0	0	0	34,000	0	34,000
租税公課	0	0	0	0	10,800	0	10,800
事務委託費	0	0	0	0	444,000	0	444,000
消耗品費	0	0	0	0	1,686	0	1,686
印刷製本費	0	0	0	0	58,408	0	58,408
通信運搬費	0	0	0	0	108,561	0	108,561
手数料	0	0	0	0	37,950	0	37,950

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	小計	その他	小計			
賃借料	0	0	0	0	18,216	0	18,216
広報活動費	0	0	0	0	7,573	0	7,573
負担金	0	0	0	0	123,480	0	123,480
雑費	0	0	0	0	50,000	0	50,000
管理費計	0	0	0	0	894,674	0	894,674
経常費用計	19,250,859	19,250,859	1,309,050	1,309,050	894,674	0	21,454,583
当期経常増減額	▲2,652,353	▲2,652,353	0	0	563,459	0	▲2,088,894
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	563,426	563,426	0	0	▲563,426	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲2,088,927	▲2,088,927	0	0	33	0	▲2,088,894
当期一般正味財産増減額	▲2,088,927	▲2,088,927	0	0	33	0	▲2,088,894
一般正味財産期首残高	32,315,267	32,315,267	0	0	2,274,345	0	34,589,612
一般正味財産期末残高	30,226,340	30,226,340	0	0	2,274,378	0	32,500,718
II 指定正味財産増減の部							
基本財産運用益							
基本財産受取利息	100	100	0	0	0	0	100
基本財産運用益計	100	100	0	0	0	0	100
一般正味財産への振替額							
一般正味財産への振替額	▲100	▲100	0	0	0	0	▲100
一般正味財産への振替額計	▲100	▲100	0	0	0	0	▲100
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
III 正味財産期末残高	35,226,340	35,226,340	0	0	2,274,378	0	37,500,718

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準&評価方法
最終仕入原価法による原価法である。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定額法
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式による。

2 会計方針の変更

該当事項なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退会費別金引当資産	29,359,072	0	2,089,621	27,269,451
小 計	29,359,072	0	2,089,621	27,269,451
合 計	34,359,072	0	2,089,621	32,269,451

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	(5,000,000)	(0)	—
小 計	5,000,000	(5,000,000)	(0)	—
特定資産				
退会費別金引当資産	27,269,451	(0)	(27,269,451)	(0)
小 計	27,269,451	()	(27,269,451)	(0)
合 計	32,269,451	(5,000,000)	(27,269,451)	(0)

5 担保に供している資産

該当事項なし

6 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当事項なし

7 保証債務等の偶発債務
該当事項なし

8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当事項なし

9 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
事業補助金	河内長野市	—	2,100,000	2,100,000	—	—
合 計			2,100,000	2,100,000		

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。
(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
経常費用計上による振替額	100
合 計	100

11 関連当事者との取引
該当事項なし

12 重要な後発事象
該当事項なし

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記 3、基本財産及び特定資産の増減及びその残高に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

該当なし

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	現金	運転資金	228,770	
		普通預金	運転資金	2,803,859	
		三菱UFJ銀行	河内長野支店	1,998,322	
		三井住友銀行	河内長野支店	108,057	
		りそな銀行	河内千代田支店	61,798	
		南都銀行	河内長野支店	70,080	
		徳島大正銀行	千代田支店	161,763	
		紀陽銀行	河内長野支店	94,898	
		成協信用組合	河内長野支店	91,959	
		大阪シティ信用金庫	河内長野支店	134,913	
		大阪南農業協同組合	河内長野支店	82,069	
		通知預金	運転資金	756,000	
		三菱UFJ銀行	河内長野支店	756,000	
		定期預金	運転資金	1,668,378	
		大阪南農業協同組合	河内長野支店	212,365	
		三菱UFJ銀行	河内長野支店	1,456,013	
		現金預金合計			5,457,007
	その他流動資産	貯蔵品		貯蔵品	317,300
		貯蔵品		翌事業年度に供する貯蔵品	317,300
		未収金		会費・福利厚生事業	513,100
		会費		3月分会費	513,100
		前払金		福利厚生事業	51,700
		福利厚生事業		翌事業年度に供する事業費	51,700
その他流動資産合計			882,100		
流動資産合計				6,339,107	
(固定資産)	基本財産	基本財産	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業共用の財源として使用している。	5,000,000	
		定期預金三菱UFJ銀行	河内長野支店	5,000,000	
		基本財産合計			5,000,000
	特定資産	退会餞別金引当資産		公益目的保有財産であり、慶弔給付事業の退会餞別金引当資産として管理されている預金	27,269,451
		定期預金南都銀行	河内長野支店		9,821,879
		通知預金三菱UFJ銀行	河内長野支店		2,260,000
		定期預金紀陽銀行	河内長野支店		9,187,212
		定期預金大阪南農業協同組合	河内長野支店		6,000,360
		特定資産合計			27,269,451
	固定資産合計				32,269,451
資産合計				38,608,558	
(流動負債)	未払金 負担金 福利厚生事業 慶弔給付事業 預り金 源泉所得税 前受金 福利厚生事業		印刷費・負担金・福利厚生事業 等	934,300	
			定期提出書類作成費	297,000	
			福利厚生事業費	291,300	
			慶弔給付事業	346,000	
			源泉所得税	240	
			源泉所得税	240	
			前受会費・福利厚生事業 等	173,300	
			翌事業年度に供する事業費	173,300	
		流動負債合計			1,107,840
	負債合計				1,107,840
正味財産				37,500,718	

報告第 18 号

令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並び
に決算の報告について

令和 6 年度の公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算
について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 7 日

公益財団法人河内長野市文化振興財団

理 事 長 柴 理 梨 亜 殿

公益財団法人河内長野市文化振興財団

監 事 西 尾 元 嗣

公益財団法人河内長野市文化振興財団

監 事 中 西 正 人

私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの事業年度における業務及び会計の監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事の業務執行状況を確認し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の正当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業実施報告書の内容は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和6年度 事業実施報告書

河内長野市における芸術文化活動を総合的に振興することにより、創造性豊かで活力と潤いに満ちた住みよい地域社会の形成に寄与することを目的に、様々な文化芸術に触れる機会、参加する機会を提供いたしました。

主な公益目的事業の取り組みとしましては、以下のとおりです。

1. 主要事業（創造発信型事業、市民参画型事業）
ミュージカル、奥河内音絵巻、ラブリーハロウィーン、クリスマスイルミネーション、ラブリーホール合唱団演奏会
2. 教室運営型事業
ミュージカルスクール、のこぎり音楽教室、伝統音楽&フィドル教室、ゴスペルクワイア
3. 芸術家育成型、芸術文化普及型、アウトリーチ事業
ロビーコンサート、新人演奏会、カフェ・コンチェルト、鑑賞型公演、シネマdeラブリー、ラブリー名画座、アウトリーチ（学校、福祉施設訪問）
4. 芸術文化活動活性化支援事業
文化祭、共催事業、施設の貸与（公益目的の貸出）・維持管理

また、収益事業の取り組みとしましては、以下のとおりです。

1. 施設の貸与（公益目的以外の貸出）
2. 友の会の運営
3. その他事業（自動販売機、コピーサービスなど）

I. 地域の芸術文化の振興を図る事業（公益目的事業）

【事業の構成】

本事業は、次の7事業で構成されます。

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）
2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）
3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）
4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）
5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）
6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業（アウトリーチ事業）
7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

【事業の内容】

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）

◇ 内 容

「ラブリーホール・オリジナル・ミュージカル」及び「奥河内音絵巻」の制作・上演による河内長野発の優れた舞台芸術の創造発信を目的に以下の事業を実施しました。

◇ 事業名

(ア) ラブリーホール・オリジナル・ミュージカル vol. 1 3

「ナルニア国物語 ～ライオンと魔女と洋服ダンス～」【2回公演】

(イ) 奥河内音絵巻 2024 vol. 10 【3回公演】

2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）

◇ 内 容

鑑賞するだけでなく、実際に舞台に立つこと、または企画運営に参加することで市民が文化に直接触れ、ひとと人をつなぐ機会をより積極的に創出することを目的に以下の事業を実施しました。

◇ 事業名

(ア) 河内長野ラブリーホール合唱団演奏会 ヘンデル作曲「メサイア」

(イ) ラブリーハロウィーン in かわちながの 2024

(ウ) ラブリーホール・クリスマスイルミネーション 2024

(エ) オペラガラコンサート ～陽気なオペラ歌手たちが歌に生き恋に生き～

(オ) ロビー展示（市民プラザ活性化策）

3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）

◇ 内 容

市民参加型の事業を更に発展させ、年間を通じ継続的に文化に触れる機会を提供することを目的に以下の事業を実施しました。

◇ 事業名

(ア) ラブリーホール・ミュージカルスクール（本クラス、リトルクラス）

(イ) ^ア^ン^ド^レ Andre 「のこぎり音楽教室」

(ウ) ラブリーホール・ゴスペルクワイア「^メ^イ^ク^ア^ス^ワ^ン Make Us One」

(エ) 大森ヒデノリ「伝統音楽教室&フィドル教室」

4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）

◇ 内 容

次代を担う地域の若手アーティストの育成を目的とし、ロビーコンサート及び新人演奏会を実施しました。ロビーコンサートでは、地域で活動する若手に演奏の機会と会場を提供するだけではなく、財団主催公演として制作全般をバックアップしました。

◇ 事業名

(ア) ロビーコンサート【2事業】

(イ) ラブリーホール新人演奏会 2024

5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）

◇ 内 容

ホールに足を運んでいただき、文化の根源的な楽しさや多様性を体感していただくことを目的とし、様々な音楽を気軽に楽しめるコンサート「カフェ・コンチェルト」からポップスコンサート、「シネマ de ラブリー」「ラブリー名画座」など幅広いジャン

ルの事業展開を行いました。

◇ 事業名

- (ア) 純烈CONCERT2024
- (イ) ドラゴンクエストスペシャルコンサート 交響組曲ドラゴンクエストV
- (ウ) 南こうせつコンサートツアー2024
- (エ) 大阪交響楽団無料公開リハーサル
- (オ) 南河内JAZZフェスティバル2024
- (カ) アニソン3ライブ2024 in 河内長野
- (キ) 稲垣潤一コンサート2024
- (ク) Xmas イルミネーションコンサート
- (ケ) によろっと巳年 こども祭 in ラブリーホール
- (コ) なみはや講談会南河内公演 らぶりい講談会
- (サ) 第71回らぶりい寄席 華の早春！東西落語競演会 in 河内長野
- (シ) 近藤真彦コンサート さよならなんて言えないよ2025
- (ス) みんなで遊ぼう！段ボール迷路！！
- (セ) カフェ・コンチェルトシリーズ2024～2025【4事業】
- (ソ) シネマde ラブリー【6作品上映】
- (タ) ラブリー名画座【5作品上映】

6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業（アウトリーチ事業）

◇ 内 容

アーティストを地域コミュニティ等の身近な場所に派遣し、アーティストの持つ能力を活かしながら、気軽に文化に触れる機会を提供することを目的に実施しています。

（訪問先）

小学校8校／ 中学校2校 ／ 福祉施設 5施設

7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

◇ 内 容

地域の芸術文化活動を支援するため、河内長野市文化連盟をはじめとする地域の文化団体との共催事業の実施、芸術文化情報の収集・発信、市民の文化活動の場の提供など、ソフト・ハード両面において多様な角度から地域の芸術文化活動を支援しました。

◇ 事業名

- (ア) 河内長野市文化連盟の事務局業務
- (イ) 第70回河内長野市文化祭（17事業実施）
- (ウ) 市民による自主的な芸術文化活動支援のための共催事業（2事業実施）
- (エ) 地域の芸術文化情報の収集及び発信事業

ラブリーニュースやホームページ、施設利用案内パンフレットを活用した広報等により、当財団の事業を広く周知しました。また、ラブリーホール公式SNS

（「Facebook」、「X（旧 Twitter）」、「Instagram」）を積極活用し、公演情報をはじめ自主制作公演の練習風景や、公演終了後のイベントリポートなどを交えてタイムリーな情報発信を行うことで、当財団の実施する様々な芸術文化活動を身近に感じていただけるよう努めました。

① 「ラブリーニュース」の発行

偶数月に、河内長野市広報紙と同時に「ラブリーニュース」を市内全世帯及び事業所へ配布すると共に、新聞折込により近隣市町村へも配布し、ラブリーホール事業内容及び文化情報の発信を行いました。また、ラブリーホール事業の特集記事を掲載するなど、より分かりやすく親しみやすい紙面の作成に努めました。（発行部数：10万部）

② ラブリーホールホームページの運営

お客様の視点に立った見易く利用し易いホームページを目指し、改善を重ねました。また、ホームページのアクセス統計に Google アナリティクスを使用して利用者の行動を解析し、そのデータを基に検索連動型広告にも取り組み、販売促進に努めました。

（オ）地域の芸術文化活動や地域社会の健全な発展を目的とする活動の場の提供

市民の自主的な芸術及び文化活動の場として、また語学や歴史などの学習、福祉、人権、まちづくり、自治会、教育活動、あるいは健康増進活動といった地域社会を健全に維持増進する活動の場の提供を目的に、「ラブリーホール」の指定管理者として、施設の貸出に関する利用の許可、維持管理に関する業務を行いました。

【河内長野市立文化会館（ラブリーホール）】

①施設利用状況表（日別）

大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室	レッスンルーム1	レッスンルーム2	会議室1	会議室2	和室大	和室小	録音室
79.5%	66.1%	47.6%	99.4%	88.9%	92.5%	83.1%	84.4%	87.6%	73.9%	98.4%

②施設利用料

（単位：円）

	施設利用料	設備利用料	還付金残高	合 計	内公益利用	内収益利用
一般利用	14,836,800	5,688,000	193,460	20,718,260	18,196,100	2,522,160
財団利用	21,161,100	4,795,350	0	25,956,450	25,956,450	0
合 計	35,997,900	10,483,350	193,460	46,674,710	44,152,550	2,522,160

※内部取引消去前

③入場者数（財団主催・共催公演含む）

（単位：人）

大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室	レッスンルーム	会議室	和室	録音室	合 計
47,829	24,470	9,990	13,370	5,640	9,705	7,923	1,774	120,701

④ご利用者アンケート集計

【期間：通年（対象施設：大ホール・小ホール・ギャラリー）】

（回答総数：114 件）

	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い	合計
申込の方法	62.4%	30.3%	5.5%	1.8%	0%	100.0%
使用料金	38.5%	33.0%	25.7%	2.8%	0%	100.0%
受付職員の対応	86.8%	12.3%	0.9%	0%	0%	100.0%
施設担当職員の対応	91.2%	7.9%	0.9%	0%	0%	100.0%
舞台技術スタッフの対応	79.7%	14.3%	6.0%	0%	0%	100.0%
館内の案内表示	65.5%	24.8%	9.7%	0%	0%	100.0%
ラブリーホール全体の印象	83.3%	15.8%	0.9%	0%	0%	100.0%
次回ご利用予定	88.5%	11.5%	0%	0%	0%	100.0%

（カ）各種文化事業のチケット販売

ラブリーホールを利用して行われた地域の芸術文化事業及び、近隣文化施設において実施された芸術文化事業のチケット販売を行いました。

Ⅱ．地域の芸術文化の振興に資する事業（収益事業）

事業利益を公益目的事業実施費用に充当することを目的に、以下の事業を実施しました。

【事業の構成】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与
2. 友の会の運営
3. その他事業の実施

【事業の内容】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与

◇ 内 容

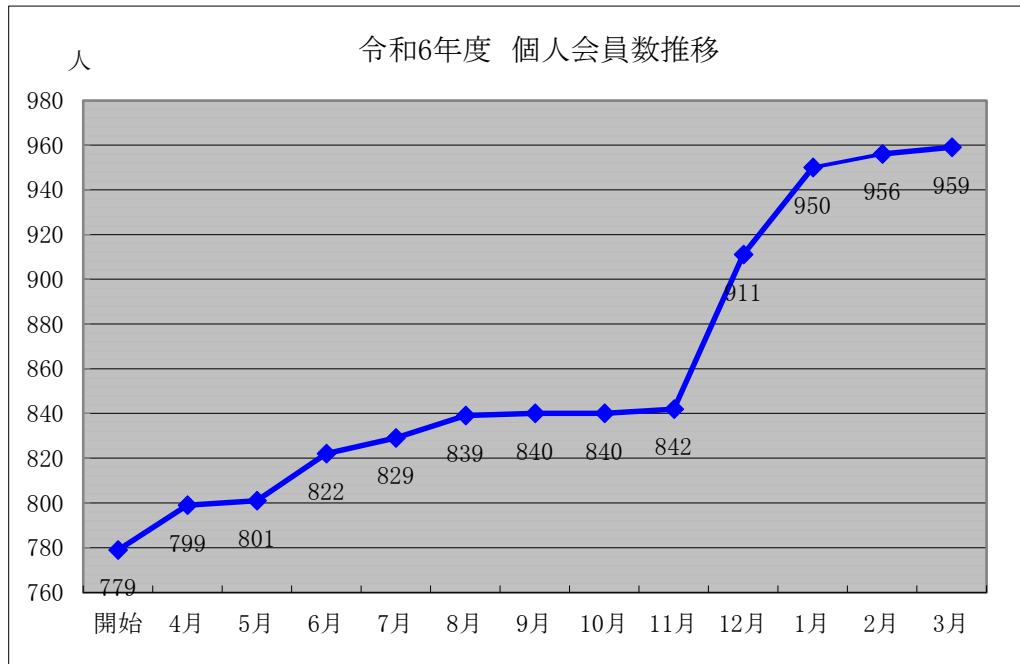
施設の貸出しについて、物品の展示販売など営利活動を主目的とした施設利用については収益事業と位置づけ実施しました。

2. 友の会の運営

◇ 内 容

ラブリーホール「Lカード」友の会を運営し、広く会員を募りました。会員特典として、主催公演の割引販売や、ポイント還元サービス等を展開し入場券販売増につなげました。

[令和6年度末の会員数] ・個人会員：959人 ・法人会員：7口



3. その他事業の実施

◇ 内 容

- (ア) 自動販売機の設置
- (イ) 有料ロッカーの貸与
- (ウ) コピーサービス等の実施
- (エ) 広告掲載事業

情報紙「ラブリーニュース」への有料広告掲載を募りました。

令和6年度ラブリーニュース広告掲載件数 15件

令和6年度 事業実施状況

1. 創造発信型事業

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	5月12日(日)～ 8月18日(日)	奥河内音絵巻2024 vol.10 関連ワークショップ 一緒に舞台を作ろう！奏でよう！【全4回】(5/12、6/16、7/28、8/18)	ラブリールホール ギャラリー	156
2	8月4日(日)	ラブリールホール・オリジナル・ミュージカルvol.13 ナルニア国物語～ライオンと魔女と洋服ダンス～【2回公演】	ラブリールホール 大ホール	1,250
3	9月8日(日)	奥河内音絵巻2024 vol.10 日月山水と人々の歌【3回公演】	ラブリールホール 大ホール	714
	計	3事業 9公演(回)		2,120

2. 市民参画型事業

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	7月7日(日)	河内長野ラブリールホール合唱団演奏会 ヘンデル作曲「メサイア」	ラブリールホール 大ホール	514
2	10月14日(月・祝)	ラブリール・ハロウィーン in かわちながの2024 「仮装!?ファミリーコンサート」	ラブリールホール 大ホール	571
3	10月14日(月・祝)	ラブリール・ハロウィーン in かわちながの2024 「かぼちゃのランタンを作ろう！」	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	60
4	10月14日(月・祝)	ラブリール・ハロウィーン in かわちながの2024 「ねんどでハロウィーンのキャラクターを作ろう！」	ラブリールホール ギャラリー	50
5	12月1日(日) ～12月25日(水)	ラブリールホール・クリスマスイルミネーション2024	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ前	
6	3月2日(日)	マイタウンオペラシリーズ オペラガラコンサート ～陽気なオペラ歌手たちが歌に生き恋に生き～	ラブリールホール 大ホール	719
7	通年	ロビー展示(市民プラザ活性化策)【15回】	ラブリールホール 市民プラザ	
	計	7事業 21公演(回)		1,914

3. 教室運営型事業

<ラブリールホール・ミュージカルスクール>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	通年	ラブリールホール・ミュージカルスクール【本クラス104回、リトルクラス49回】	ラブリールホール 大ホール・舞台 他	8,089
2	2月9日(日)	ラブリールホール・ミュージカルスクール・コンサート アニソンまつり！	ラブリールホール 大ホール	1,054
	計	2事業 154公演(回)		9,143

<Andreのこぎり音楽教室>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	通年	Andre(アンドレ)のこぎり音楽教室 【24回】	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ他	210
2	3月26日(水)	のこぎり音楽教室 発表会	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	97
	計	2事業 25公演(回)		307

<ラブリールホール・ゴスペルクワイア メイク・アス・ワン>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	2024年4月～9月	ラブリールホール・ゴスペルクワイア Make Us One 【24回】	ラブリールホール 小ホール 他	404
2	8月21日(水)	ゴスペルクワイア Make Us One ゴスペルサマーコンサート	ラブリールホール 小ホール	162
	計	2事業 25公演(回)		566

<大森ヒデノリ 伝統音楽教室&フィドル教室>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	通年	大森ヒデノリ 伝統音楽教室 【24回】	ラブリールホール 大ホール・舞台 他	577
2	通年	大森ヒデノリ フィドル教室 【24回】	ラブリールホール 大ホール・舞台 他	213
3	9月29日(日)	フィドル教室&伝統音楽教室 北欧の森の音楽会2024秋	ラブリールホール 大ホール	224
4	3月8日(土)	フィドル教室&伝統音楽教室 北欧の森の音楽会2025春	ラブリールホール 大ホール	206
	計	4事業 50公演(回)		1,220

4. 芸術家育成型事業

<ロビーコンサートシリーズ>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	10月6日(日)	ロビーコンサート 彩～いろどり～	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	96
2	3月9日(日)	ロビーコンサート our soundfull town	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	85
	計	2事業 2公演		181

＜ラブリールホール新人演奏会＞

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	6月23日(日)	ラブリールホール新人演奏会2024	ラブリールホール 大ホール	202
	計	1事業 1公演		202

5. 芸術文化普及型事業

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	4月29日(月・祝)	純烈 CONCERT 2024【2回公演】	ラブリールホール 大ホール	1,717
2	6月2日(日)	ドラゴンクエストスペシャルコンサート 交響組曲ドラゴンクエストV 天空の花嫁 【完売】	ラブリールホール 大ホール	1,220
3	7月15日(月・祝)	南こうせつコンサートツアー2024 【完売】	ラブリールホール 大ホール	1,247
4	8月9日(金)	大阪交響楽団 無料公開リハーサル	ラブリールホール 大ホール	373
5	9月21日(土)	南河内JAZZフェスティバル2024 河内長野“feat.講談” STAGE グレン・ミラー物語 ～真珠の首飾り～	ラブリールホール 小ホール	142
6	11月16日(土)	アニソン3ライブ2024 in 河内長野	ラブリールホール 大ホール	853
7	12月1日(日)	稲垣潤一コンサート2024	ラブリールホール 大ホール	881
8	12月22日(日)	ラブリールホール・クリスマスイルミネーション2024関連企画 Xmas イルミネーションコンサート	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	65
9	1月12日(日)	にとろっと巳年 こども祭 in ラブリールホール kajiiの日用品楽器コンサート ～食器は歌う～ 他	ラブリールホール 大・小ホール 他	1,091
10	1月25日(土)	なみはや講談会南河内公演 らぶりい講談会	ラブリールホール 和室	22
11	2月23日(日)	第71回らぶりい寄席 華の早春！東西落語競演会 in 河内長野	ラブリールホール 小ホール	181
12	3月16日(日)	近藤真彦 さよならなんて言えないよ2025 ～パワーあげます もらいます～ 【完売】	ラブリールホール 大ホール	1,226
13	3月23日(日)	みんなで遊ぼう！段ボール迷路！！	ラブリールホール ギャラリー	97
	計	13事業 14公演(回)		9,115

＜カフェ・コンチェルトシリーズ＞

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	4月14日(日)	vol.1「打楽器トリオ」	ラブリールホール 大ホール	168
2	7月21日(日)	vol.2「ウクレレ アンサンブル」	ラブリールホール 大ホール	293
3	11月10日(日)	vol.3「和洋楽器トリオ」	ラブリールホール 大ホール	174
4	1月19日(日)	vol.4「フルートカルテット」	ラブリールホール 大ホール	162
	計	4事業 4公演		797

＜シネマdeラブリール シリーズ＞

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	5月16日(木)	高野豆腐店の春【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	353
2	7月11日(木)	星屑の町【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	209
3	9月26日(木)	お終活 再春！人生ラブソディ【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	336
4	11月21日(木)	PERFECT DAYS【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	619
5	1月16日(木)	あまろっく【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	369
6	3月13日(木)	九十歳。何がめでたい【3回上映】	ラブリールホール 大ホール	735
	計	6事業 18回		2,621

＜ラブリール名画座 シリーズ＞

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	6月14日(金)	オットーという男【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	314
2	8月30日(金)	福田村事件【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	265

3	10月11日(金)	ストーリー・オブ・マイライフ【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	197
4	12月6日(金)	フジコ・ヘミングの時間【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	293
5	2月21日(金)	オードリー・ヘプバーン【2回上映】	ラブリールホール 小ホール	300
	計	5事業 10回		1,369

6. アウトリーチ事業

<学校関係>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	6月4日(火)	大阪教育大学オーケストラ(鑑賞型プログラム)	楠小学校	364
2	6月8日(土)	打楽器アンサンブル(鑑賞型プログラム)	高向小学校	267
3	9月4日(水)	声楽アンサンブル(鑑賞型プログラム)	川上小学校	42
4	10月30日(水)	大阪教育大学オーケストラ(鑑賞型プログラム)	長野小学校	134
5	11月16日(土)	大阪教育大学オーケストラ(鑑賞型プログラム)	西中学校	192
6	11月26日(火)	金管アンサンブル(鑑賞型プログラム)	南花台小学校	208
7	12月17日(火)	弦楽アンサンブル(鑑賞型プログラム)	石仏小学校	202
8	1月31日(金)	打楽器アンサンブル(鑑賞型プログラム)	加賀田小学校	161
9	2月12日(水)	オペラ(鑑賞型プログラム)	加賀田中学校	73
10	2月18日(火)	オペラ(鑑賞型プログラム)	美加の台小学校	54
	計	10事業 10公演		1,697

<福祉施設>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	12月18日(水)	声楽アンサンブル	スリーハートの丘	77
2	2月19日(水)	声楽アンサンブル	美加の台 生登福祉ケアセンター	47
3	2月21日(金)	声楽アンサンブル	てらもと総合福祉セン ター	88
4	2月26日(水)	長唄・三味線	寿里苑	103
5	3月21日(金)	声楽アンサンブル	寿里苑フルール	51
	計	5事業 5公演		366

7. 芸術文化活動活性化支援事業

<第70回河内長野市文化祭>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	10月19日(土) ～20日(日)	切手展【2日間】	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	270
2	10月19日(土) ～20日(日)	書法篆刻展【2日間】	ラブリールホール ギャラリー	320
3	10月19日(土)	音楽祭	ラブリールホール 大ホール	700
4	10月20日(日)	箏・三絃・尺八 演奏会	ラブリールホール 大ホール	200
5	10月20日(日)	太鼓大会	ラブリールホール 小ホール	350
6	10月26日(土)	ワールドダンス	ラブリールホール 大ホール	340
7	10月26日(土)	民謡大会	ラブリールホール 小ホール	200
8	10月26日(土) ～27日(日)	川柳展【2日間】	ラブリールホール 大ホール・ホワイエ	355
9	10月26日(土) ～27日(日)	書展【2日間】	ラブリールホール ギャラリー	256
10	10月27日(日)	合同舞踊会(日舞・新舞踊)	ラブリールホール 大ホール	550
11	10月27日(日)	吟詠大会	ラブリールホール 小ホール	140

12	10月29日(火)	謡曲大会	ラブリーホール 小ホール	95
13	11月1日(金) ～2日(土)	美術展【2日間】	ラブリーホール ギャラリー	426
14	11月3日(日)	茶会(立礼式・本席)	ラブリーホール 小ホール・和室	600
15	11月3日(日) ～4日(月・振休)	造花展【2日間】	ラブリーホール 小ホール・ホワイエ	150
16	11月3日(日) ～4日(月・振休)	フラワーデザイン展【2日間】	ラブリーホール 大ホール・ホワイエ	370
17	11月3日(日) ～4日(月・振休)	華展【2日間】	ラブリーホール 小ホール	600
	計	17事業 25公演(日)		5,922

<共催事業>

	実施日	事業名	場所	入場者数
1	6月16日(日)	河内長野フィルハーモニック 第6回定期演奏会 (主催:河内長野フィルハーモニック)	ラブリーホール 大ホール	600
2	6月30日(日)	アンサンブルHUSH2024 2台のピアノ、華麗なる8手 (主催:アンサンブル・ハッシュ)	ラブリーホール 大ホール	414
	計	2事業 2公演		1,014

令和 6 年度
財 務 諸 表

公益財団法人河内長野市文化振興財団

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	117,848,901	121,323,874	△ 3,474,973
未収金	6,152,567	2,849,644	3,302,923
前払金	678,018	539,853	138,165
立替金	441,957	469,359	△ 27,402
貯蔵品	282,605	461,174	△ 178,569
流動資産合計	125,404,048	125,643,904	△ 239,856
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0
基本財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	22,383,123	20,324,752	2,058,371
文化芸術振興保全基金	50,000,000	50,000,000	0
周年事業費積立資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	77,383,123	75,324,752	2,058,371
(3) その他固定資産			
什器備品	4,165,634	2,388,212	1,777,422
その他固定資産合計	4,165,634	2,388,212	1,777,422
固定資産合計	281,548,757	277,712,964	3,835,793
資産合計	406,952,805	403,356,868	3,595,937
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	24,650,063	27,726,487	△ 3,076,424
預り金	1,745,911	1,637,748	108,163
入場料前受金	3,951,800	1,233,200	2,718,600
預り入場券販売金	77,000	3,403,300	△ 3,326,300
前受金	9,940,450	9,561,250	379,200
賞与引当金	5,500,217	5,359,890	140,327
流動負債合計	45,865,441	48,921,875	△ 3,056,434
2. 固定負債			
退職給付引当金	22,383,123	20,324,752	2,058,371
固定負債合計	22,383,123	20,324,752	2,058,371
負債合計	68,248,564	69,246,627	△ 998,063
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	138,704,241	134,110,241	4,594,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(55,000,000)	(55,000,000)	(0)
正味財産合計	338,704,241	334,110,241	4,594,000
負債及び正味財産合計	406,952,805	403,356,868	3,595,937

貸借対照表内訳書

令和7年3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	76,393,661	31,498,597	9,956,643	117,848,901
未収金	6,076,118	76,449	0	6,152,567
前払金	678,018	0	0	678,018
立替金	441,957	0	0	441,957
貯蔵品	78,005	204,600	0	282,605
流動資産合計	83,667,759	31,779,646	9,956,643	125,404,048
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
基本財産合計	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	0	0	22,383,123	22,383,123
文化芸術振興保全基金	0	0	50,000,000	50,000,000
周年事業費積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産合計	5,000,000	0	72,383,123	77,383,123
(3) その他固定資産				
什器備品	4,165,634	0	0	4,165,634
その他固定資産合計	4,165,634	0	0	4,165,634
固定資産合計	109,165,634	0	172,383,123	281,548,757
資産合計	192,833,393	31,779,646	182,339,766	406,952,805
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	24,135,363	514,700	0	24,650,063
預り金	1,745,911	0	0	1,745,911
入場料前受金	3,951,800	0	0	3,951,800
預り入場券販売金	77,000	0	0	77,000
前受金	8,681,450	1,259,000	0	9,940,450
賞与引当金	0	0	5,500,217	5,500,217
流動負債合計	38,591,524	1,773,700	5,500,217	45,865,441
2. 固定負債				
退職給付引当金	0	0	22,383,123	22,383,123
固定負債合計	0	0	22,383,123	22,383,123
負債合計	38,591,524	1,773,700	27,883,340	68,248,564
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄附金	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
指定正味財産合計	100,000,000	0	100,000,000	200,000,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(0)	(100,000,000)	(200,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	54,241,869	30,005,946	54,456,426	138,704,241
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,000,000)	(0)	(50,000,000)	(55,000,000)
正味財産合計	154,241,869	30,005,946	154,456,426	338,704,241
負債及び正味財産合計	192,833,393	31,779,646	182,339,766	406,952,805

正味財産増減計算書
令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	(580,000)	(580,000)	(0)
基本財産受取利息	580,000	580,000	0
特定資産運用益	(4,981)	(1,340)	(3,641)
特定資産受取利息	4,981	1,340	3,641
文化会館事業収益	(100,689,224)	(111,536,961)	(△10,847,737)
利用料収益	46,522,410	46,023,440	498,970
入場料収益	30,442,627	45,544,419	△15,101,792
参加料収益	7,905,300	6,811,100	1,094,200
負担金収益	1,315,623	1,508,950	△193,327
物品販売収益	541,000	428,100	112,900
広告料収益	1,039,000	642,000	397,000
受取会費	1,383,700	1,338,800	44,900
手数料収益	11,519,564	9,210,152	2,309,412
委託料収益	20,000	30,000	△10,000
指定管理料収益	(208,986,888)	(201,582,305)	(7,404,583)
指定管理料収益	208,986,888	201,582,305	7,404,583
受取補助金等	(5,011,000)	(5,340,928)	(△329,928)
受取補助金	5,011,000	5,340,928	△329,928
受取助成金	(3,300,000)	(3,300,000)	(0)
受取助成金	3,300,000	3,300,000	0
受取寄附金	(335,000)	(340,000)	(△5,000)
受取寄附金	335,000	340,000	△5,000
雑収益	(2,600)	(8,271)	(△5,671)
雑収益	2,600	8,271	△5,671
経常収益計	318,909,693	322,689,805	△3,780,112
(2) 経常費用			
文化会館事業費	(309,164,931)	(312,795,288)	(△3,630,357)
給料手当	64,747,075	58,058,282	6,688,793
臨時雇賃金	8,354,896	9,219,523	△864,627
賞与引当金繰入額	5,335,210	5,204,453	130,757
法定福利厚生費	11,984,366	10,875,942	1,108,424
福利厚生費	420,993	383,585	37,408
退職給付費用	2,596,652	3,190,810	△594,158
中退共掛金	1,328,677	1,335,087	△6,410
旅費	308,029	280,976	27,053
減価償却費	1,187,188	2,094,196	△907,008
通信運搬費	5,321,586	5,175,979	145,607
消耗什器備品費	143,579	136,580	6,999
消耗品費	3,459,776	3,166,639	293,137
印刷製本費	5,094,736	5,166,552	△71,816
修繕費	4,705,441	3,342,730	1,362,711
賃借料	28,868,311	28,482,252	386,059
光熱水費	25,976,797	24,980,635	996,162
保険料	402,551	417,780	△15,229
手数料	2,725,314	2,507,453	217,861
租税公課	9,649,775	9,237,062	412,713
著作権料	744,525	1,167,127	△422,602
委託費	124,416,498	136,595,401	△12,178,903
広告宣伝費	944,956	1,328,244	△383,288
負担金	448,000	448,000	0
管理費	(4,636,062)	(4,552,295)	(83,767)
給料手当	2,002,487	1,733,975	268,512
賞与引当金繰入額	165,007	155,437	9,570
法定福利厚生費	338,598	295,171	43,427
福利厚生費	13,019	11,455	1,564
退職給付費用	80,309	95,297	△14,988
中退共掛金	41,093	39,874	1,219
役員報酬	360,000	350,000	10,000
会議費	54,085	70,162	△16,077

正味財産増減計算書
令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
旅費	5,380	81,440	△76,060
通信運搬費	28,345	40,501	△12,156
消耗品費	0	22,891	△22,891
印刷製本費	0	24,310	△24,310
保険料	73,500	73,500	0
渉外費	106,297	73,126	33,171
手数料	3,410	4,290	△880
租税公課	135,845	78,558	57,287
委託費	515,167	516,000	△833
広告宣伝費	0	235,788	△235,788
負担金	713,520	650,520	63,000
経常費用計	313,800,993	317,347,583	△3,546,590
評価損益等調整前当期経常増減額	5,108,700	5,342,222	△233,522
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	5,108,700	5,342,222	△233,522
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,108,700	5,342,222	△233,522
法人税、住民税及び事業税	514,700	281,500	233,200
当期一般正味財産増減額	4,594,000	5,060,722	△466,722
一般正味財産期首残高	134,110,241	129,049,519	5,060,722
一般正味財産期末残高	138,704,241	134,110,241	4,594,000
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	(580,000)	(580,000)	(0)
基本財産受取利息	580,000	580,000	0
一般正味財産への振替額	(△ 580,000)	(△ 580,000)	(0)
一般正味財産への振替額	△580,000	△ 580,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	338,704,241	334,110,241	4,594,000

正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興を図る事業	地域の芸術文化の振興に資する事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	(290,000)	(0)	(290,000)		(580,000)
基本財産受取利息	290,000	0	290,000		580,000
特定資産運用益	(0)	(0)	(4,981)		(4,981)
特定資産受取利息	0	0	4,981		4,981
文化会館事業収益	(94,914,852)	(5,926,672)		(△152,300)	(100,689,224)
利用料収益	44,152,550	2,522,160		△152,300	46,522,410
入場料収益	30,442,627	0			30,442,627
参加料収益	7,905,300	0			7,905,300
負担金収益	1,315,623	0			1,315,623
物品販売収益	541,000	0			541,000
広告料収益	24,000	1,015,000			1,039,000
受取会費	0	1,383,700			1,383,700
手数料収益	10,513,752	1,005,812			11,519,564
委託料収益	20,000	0			20,000
指定管理料収益	(195,517,816)	(10,583,461)	(2,885,611)		(208,986,888)
指定管理料収益	195,517,816	10,583,461	2,885,611		208,986,888
受取補助金等	(5,011,000)	(0)	(0)		(5,011,000)
受取補助金	5,011,000	0	0		5,011,000
受取助成金	(3,300,000)	(0)	(0)		(3,300,000)
受取助成金	3,300,000	0	0		3,300,000
受取寄附金	(335,000)	(0)	(0)		(335,000)
受取寄附金	335,000	0	0		335,000
雑収益	(2,600)	(0)	(0)		(2,600)
雑収益	2,600	0	0		2,600
経常収益計	299,371,268	16,510,133	3,180,592	△152,300	318,909,693
(2) 経常費用					
文化会館事業費	(296,239,734)	(12,925,197)			(309,164,931)
給料手当	61,209,348	3,537,727			64,747,075
臨時雇賃金	8,063,472	291,424			8,354,896
賞与引当金繰入額	5,043,698	291,512			5,335,210
法定福利厚生費	11,348,441	635,925			11,984,366
福利厚生費	397,993	23,000			420,993
退職給付費用	2,454,773	141,879			2,596,652
中退共掛金	1,256,080	72,597			1,328,677
旅費	305,122	2,907			308,029
減価償却費	1,080,343	106,845			1,187,188
通信運搬費	4,352,288	969,298			5,321,586
消耗什器備品費	108,295	35,284			143,579
消耗品費	3,366,357	93,419			3,459,776
印刷製本費	4,885,963	208,773			5,094,736
修繕費	4,470,169	235,272			4,705,441
賃借料	28,712,821	155,490			28,868,311
光熱水費	24,677,959	1,298,838			25,976,797
保険料	382,540	20,011			402,551
手数料	2,585,580	139,734			2,725,314
租税公課	8,766,940	882,835			9,649,775
著作権料	744,525	0			744,525
委託費	120,634,071	3,782,427			124,416,498
広告宣伝費	944,956	0			944,956
負担金	448,000	0			448,000

正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興 を図る事業	地域の芸術文化の振興 に資する事業			
管理費			(4,788,362)	(△152,300)	(4,636,062)
給料手当			2,002,487		2,002,487
賞与引当金繰入額			165,007		165,007
法定福利厚生費			338,598		338,598
福利厚生費			13,019		13,019
退職給付費用			80,309		80,309
中退共掛金			41,093		41,093
役員報酬			360,000		360,000
会議費			54,085		54,085
旅費			5,380		5,380
通信運搬費			28,345		28,345
賃借料			152,300	△152,300	0
保険料			73,500		73,500
渉外費			106,297		106,297
手数料			3,410		3,410
租税公課			135,845		135,845
委託費			515,167		515,167
負担金			713,520		713,520
経常費用計	296,239,734	12,925,197	4,788,362	△152,300	313,800,993
評価損益等調整前当期経常増減額	3,131,534	3,584,936	△1,607,770	0	5,108,700
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	3,131,534	3,584,936	△1,607,770	0	5,108,700
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	3,131,534	3,584,936	△1,607,770	0	5,108,700
他会計振替額	1,695,559	△1,695,559	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	4,827,093	1,889,377	△1,607,770	0	5,108,700
法人税、住民税及び事業税		514,700			514,700
当期一般正味財産増減額	4,827,093	1,374,677	△1,607,770	0	4,594,000
一般正味財産期首残高	49,414,776	28,631,269	56,064,196	0	134,110,241
一般正味財産期末残高	54,241,869	30,005,946	54,456,426	0	138,704,241
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益	(290,000)	(0)	(290,000)	(0)	(580,000)
基本財産受取利息	290,000	0	290,000	0	580,000
一般正味財産への振替額	(△290,000)	(0)	(△290,000)	(0)	(△580,000)
一般正味財産への振替額	△290,000	0	△290,000	0	△580,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	154,241,869	30,005,946	154,456,426	0	338,704,241

財務諸表に対する注記

令和7年3月31日現在

1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
償却原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産及び無形固定資産
定額法によっている。
リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
賞与引当金
職員に対する期末勤勉手当の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
退職給付引当金
期末自己都合要支給退職金額より中退共期末支給予定額を差し引いた額を計上することとしている。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込み方式によっている。
- (5) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び貯蔵品
個別法に基づく原価法によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	200,000,000	0	0	200,000,000
小 計	200,000,000	0	0	200,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	20,324,752	2,523,833	465,462	22,383,123
文化芸術振興保全基金	50,000,000	0	0	50,000,000
周年事業費積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	75,324,752	2,523,833	465,462	77,383,123
合 計	275,324,752	2,523,833	465,462	277,383,123

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0	—
小 計	200,000,000	200,000,000	0	—
特定資産				
退職給付引当資産	22,383,123	0	0	22,383,123
文化芸術振興保全基金	50,000,000	0	50,000,000	0
周年事業費積立資産	5,000,000	0	5,000,000	0
小 計	77,383,123	0	55,000,000	22,383,123
合 計	277,383,123	200,000,000	55,000,000	22,383,123

4 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
大阪府公募公債 479	200,000,000	185,500,000	△14,500,000
合 計	200,000,000	185,500,000	△14,500,000

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
什器備品	32,004,204	27,838,570	4,165,634
合 計	32,004,204	27,838,570	4,165,634

6 指定正味財産からの一般正味財産への振替額の内訳

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息 一般正味財産へ振替	580,000
合 計	580,000

7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
地域の芸術環境づくり助成事業	河内長野市(一般財団法人自治総合センター)	—	4,300,000	4,300,000	—	—
劇場音楽堂における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業	文化庁	—	711,000	711,000	—	—
助成金						
地域文化施設公演・展示活動助成事業	(独)日本芸術文化振興会	—	3,000,000	3,000,000	—	—
輝け!子どもハフォーマー事業	大阪府	—	300,000	300,000	—	—
合 計		0	8,311,000	8,311,000	0	

附属明細書

令和7年3月31日現在

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記2.「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	20,324,752	2,523,833	465,462	0	22,383,123
賞与引当金	5,359,890	5,500,217	5,359,890	0	5,500,217

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金	現金 手元保管	運転資金として	1,010,489
		普通預金		
		三菱UFJ銀行河内長野支店 (1)	運転資金として	75,073,604
		三菱UFJ銀行河内長野支店 (2)	"	40,289,927
		三井住友河内長野支店	"	1,000
	未収金	郵便振替口座		
		ゆうちょ銀行	運転資金として	1,473,881
		教室参加者、補助団体、河内長野市 他に対するもの	参加料、補助金、指定管理料精算金、クレジット販売金 他	6,152,567
		前払金	次年度事業チラシ・ポスター・製作費、次年度先払い経費	678,018
	立替金	職員に対するもの	雇用保険個人負担分概算払い	441,957
	貯蔵品	翌事業年度以降事業の用に供する貯蔵品	チケット用紙、チケット袋、友の会会員カード、ゴミシール 他	282,605
流動資産合計				125,404,048
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	大阪府公募債 479	満期保有を目的に保有し、50% (100,000,000円) については公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している残り50% (100,000,000円) についてはその運用益を法人会計の財源として使用している	200,000,000
特定資産	文化芸術振興保全基金	定期預金三菱UFJ銀行河内長野支店	財団運営及び事業の実施において不測の事態に備えるもの	10,000,000
		定期預金りそな銀行河内千代田支店	"	10,000,000
		定期預金三井住友銀行河内長野支店	"	10,000,000
		定期預金紀陽銀行河内長野支店	"	10,000,000
		定期預金南都銀行河内長野支店	"	10,000,000
	退職給付引当資産	定期預金三菱UFJ銀行河内長野支店	職員7名の退職金支払に備え積み立てている	22,383,123
	周年事業費積立資産	定期預金三菱UFJ銀行河内長野支店	公益目的保有財産であり、河内長野市立文化会館40周年記念事業の実施費用に充てるため、特定費用準備資金として保有している	5,000,000
その他固定資産	什器備品	文化会館備品 (文化会館)	公益目的保有財産であり、公益目的事業と収益事業等で使用している共用財産である	4,165,634
固定資産合計				281,548,757
資産合計				406,952,805
(流動負債)				
	未払金	職員に対するもの、委託業者及び光熱水購入先等に対するもの 他	3月業務終了分委託料、3月分賃金・残業手当、3月分光熱水費、消費税、法人税 他	24,650,063
	預かり金	職員・事業出演者、に対するもの 他	源泉所得税、社会保険料個人負担分 他	1,745,911
	入場料前受金	次年度事業入場券購入者に対するもの	前売り入場券販売金	3,951,800
	預り入場券販売金	事業関係先、共催事業相手先、文化会館	受託販売した入場券販売金の内未精算のもの	77,000
	前受金	施設利用者、友の会会員に対するもの 他	令和7年度施設利用料、令和7年度友の会会費 他	9,940,450
	賞与引当金	職員に対するもの	職員の令和7年6月期末勤勉手当のうち令和6年度に属するもの	5,500,217
流動負債合計				45,865,441
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員7名の退職給付に係る引当金	22,383,123
固定負債合計				22,383,123
負債合計				68,248,564
正味財産				338,704,241

報告第 19 号

令和 6 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業並び
に決算の報告について

令和 6 年度の公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業並びに決算に
ついて、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 19 日

公益財団法人河内長野市公園緑化協会
理 事 長 梶 井 繁 春 殿

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

監 事 稲 次 啓 介

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

監 事 井 上 一 利

私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度における業務及び会計の監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事の業務執行状況を確認し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の正当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業実施報告書の内容は、法令及び定款に従い法人の状況を適正に示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和6年度事業報告

1. 緑の普及啓発事業（緑化推進総合事業）

緑化推進並びにその拠点となる公園などについての情報を発信し、緑についての理解を深めることに努めました。また、講習会、緑化相談の開催により緑についての学習の機会を提供し、理解を深めるとともに、地域での緑化活動のできる人材の育成にも力を入れました。そして、各地域の住民と協力して緑化活動を促進し、市民による緑の街づくりを推進しました。

（1）緑の情報発信

インターネットでの公園緑化情報の発信

公園でのイベント情報など適時更新を行い、情報発信に努めました。

（2）緑の学習機会の提供及び人材育成

①緑化相談の実施

電話相談、窓口相談、現地調査等 37件

②公園緑化文庫の運営

寺ヶ池公園管理事務所に公園、緑化関係の図書を設置するとともに、市立図書館と連携し、同分野のリサイクル書籍を設置。

蔵書数 814冊

③緑化講演会の開催

開催日 令和7年3月16日（日）午後2時から午後4時まで

会 場 河内長野市市民交流センター

内 容 伊藤章太郎（園芸研究家）による講演

来場者 70人

④講習会の開催

・専門講師による講習会

講習会	開催日	会場	参加者
フラワーデザイン（初夏を彩るフラワーアレンジメント）	5月24日（金）	寺ヶ池公園管理事務所	5人
植木の手入れ（夏に行う植木の手入れ）	6月21日（金）	〃	12人
竹かごづくり教室	8月30日（金）	〃	15人
フラワーデザイン（秋色カラー壁飾り）	9月25日（水）	〃	8人
フラワーデザイン（クリスマスリースづくり）	11月27日（水）	〃	13人
ミニ門松作り教室	12月26日（木）	〃	20人
植木の手入れ（春の植木の手入れQ&A講習会）	3月24日（月）	〃	8人

⑤ボランティア活動の推進

・既存ボランティアとの連携

花づくりボランティア「花の精」 寺ヶ池公園での花壇管理

烏帽子里山保全クラブ 烏帽子形公園での雑木林及び竹林保全

南花台第9緑地での竹林保全

NPO法人森林ボランティアトモロス 都市公園及び緑地にて伐採などの植物管理を実施

2. 緑と生き物を育む街づくり事業（地域緑化促進事業）

地域で活動する団体や市と連携し、地域の緑を育みました。

また、緑化管理活動より排出される剪定枝等の廃材を堆肥としてリサイクル活用し、環境に配慮した地域緑化を推進しました。

（1）地域の緑を育むための事業（その1 支援を中心とした事業）

①緑化用花苗の提供

提供時期 5月、11月

提供施設 河内長野市役所庁舎をはじめ市内の公民館、郵便局など37施設

提供花苗 12,057本（寺ヶ池公園設置のビニールハウスで栽培）

②緑化用資材の提供

園芸用資材の販売

花壇用の花苗などを販売

販売点数 1,468点

③「ふれあい花壇」への助成

対象団体 34団体

花苗提供 花壇用花苗 25,737本

資材提供 肥料、赤玉土等 265袋

（2）地域の緑を育むための事業（その2 協会が主体となる事業）

①街路樹を育むための事業

管理対象道路箇所数 94箇所

業務一覧参照

②主要駅前花壇の管理

駅前花壇 3箇所（河内長野駅前・千代田駅前・三日市町駅前）

③保護樹木の啓発保全

河内長野市指定保護樹木 4件

（3）地域に根差したエコ緑化

リサイクル堆肥「そだちのもと」を安価で販売

販売数量 2,082袋（20kg/袋）

3. 人と公園をつなぐマネジメント事業（公園等利用促進事業）

地域の公園を住民の集う活動の場として、また、地域における主要な緑地として整備するとともに、地域の公園を核としてまちの活性化を図りました。

快適な公園を整備するための事業（対象公園等279箇所）

①公園・緑地の緑を育むための事業

- ・植物管理業務
- ・樹林管理業務
- ・公園花壇管理業務
- ・支障木伐採業務

②公園の安全管理

- ・清掃業務
- ・施設保全業務

③市民参加による事業推進

- ・公園管理運営委員会の開催（全1回）

④公園の利用案内

- ・公園の利用案内、相談、指導、要望等の受付
- ・公園内制限行為の申請受付、許可の事務及び公園使用料の徴収事務

年間 178件

4. その他公益目的を達成するために必要な事業

（1）公園の利便性を高める事業

自動販売機の設置 4基

（2）公共的施設の緑を育む事業

- ・河内長野市役所庁舎
- ・滝畑ふるさと文化財の森センター
- ・南河内環境事業組合第2清掃工場

などの除草、剪定、刈り込みなど植物の手入れ

5. その他

（1）評議員会

会議名	内 容	備考
決議省略提案	議案第1号 理事、監事及び評議員の選任について	可決
6月定時評議員会	報告第1号 令和6年度の事業計画及び収支予算について	報告 報告 承認
	報告第2号 令和5年度に係る事業報告について	
	議案第2号 令和5年度に係る決算の承認について	
決議省略提案	議案第3号 理事の選任について	可決

（2）理事会

会議名	内 容	備考
第1回理事会	議案第1号 令和5年度事業報告について 議案第2号 令和5年度決算報告について 議案第3号 定時評議員会の招集について 報告第1号 資産の運用について 報告第2号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について	承認 承認 可決 報告 報告
決議省略提案	議案第4号 代表理事（理事長）の選定について	可決
決議省略提案	議案第5号 評議員会の決議の省略についての承認の件 議案第6号 規程の改正について	承認 可決
第3回理事会	議案第7号 令和7年度事業計画について 議案第8号 令和7年度収支予算について 報告第3号 令和6年度補正予算の専決処分について 報告第4号 資産の運用について 報告第5号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について	可決 可決 報告 報告 報告

貸借対照表
令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	0	55,362	△ 55,362
普通預金	21,924,591	40,090,184	△ 18,165,593
定期預金	0	0	0
未収金	43,696,066	12,106,451	31,589,615
仮払金			0
立替金	0	0	0
流動資産合計	65,620,657	52,251,997	13,368,660
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	277,978,000	299,916,100	△ 21,938,100
普通預金	2,116,329	2,116,329	0
基本財産合計	280,094,329	302,032,429	△ 21,938,100
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	2,819,749	8,908,024	△ 6,088,275
減価償却引当資産	10,846,786	12,380,336	△ 1,533,550
支障木伐採準備資産	0	0	0
特定資産合計	13,666,535	21,288,360	△ 7,621,825
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	1,826,527	280,945	1,545,582
什器備品	61,846	92,878	△ 31,032
機械装置	1	1	0
その他の固定資産合計	1,888,374	373,824	1,514,550
固定資産合計	295,649,238	323,694,613	△ 28,045,375
資産の部合計	361,269,895	375,946,610	△ 14,676,715
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	13,987,653	10,389,464	3,598,189
未払法人税等	1,324,000	239,700	1,084,300
前受金	0	0	0
預り金	128,358	566,272	△ 437,914
流動負債合計	15,440,011	11,195,436	4,244,575
2 固定負債			
退職給付引当金	2,819,749	7,898,903	△ 5,079,154
賞与引当金	2,139,050	2,186,581	△ 47,531
固定負債合計	4,958,799	10,085,484	△ 5,126,685
負債の部合計	20,398,810	21,280,920	△ 882,110
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	280,094,329	302,032,429	△ 21,938,100
指定正味財産合計	280,094,329	302,032,429	△ 21,938,100
(うち基本財産への充当額)	(280,094,329)	(302,032,429)	(△21,938,100)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	60,776,756	52,633,261	8,143,495
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(10,846,786)	(12,380,336)	(△1,533,550)
正味財産合計	340,871,085	354,665,690	△ 13,794,605
負債及び正味財産合計	361,269,895	375,946,610	△ 14,676,715

貸借対照表内訳表
令和7年3月31日現在

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金				
現金	1,832,457	9,125,362	10,966,772	21,924,591
普通預金				0
未収金	40,999,400	2,696,666	0	43,696,066
仮払金				0
立替金				0
流動資産合計	42,831,857	11,822,028	10,966,772	65,620,657
2 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	138,989,000		138,989,000	277,978,000
普通預金	1,058,165		1,058,164	2,116,329
基本財産合計	140,047,165	0	140,047,164	280,094,329
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	2,422,533	311,264	85,952	2,819,749
減価償却引当資産	9,762,108	542,339	542,339	10,846,786
支障木伐採準備資産	0			0
特定資産合計	12,184,641	853,603	628,291	13,666,535
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	1,534,283	273,979	18,265	1,826,527
什器備品	61,846			61,846
機械装置	1			1
その他の固定資産合計	1,596,130	273,979	18,265	1,888,374
固定資産合計	153,827,936	1,127,582	140,693,720	295,649,238
資産の部合計	196,659,793	12,949,610	151,660,492	361,269,895
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	13,768,365	116,009	103,279	13,987,653
未払法人税等		1,324,000		1,324,000
前受金				0
預り金			128,358	128,358
流動負債合計	13,768,365	1,440,009	231,637	15,440,011
2 固定負債				
退職給付引当金	2,422,533	311,264	85,952	2,819,749
賞与引当金	1,860,631	208,234	70,185	2,139,050
固定負債合計	4,283,164	519,498	156,137	4,958,799
負債の部合計	18,051,529	1,959,507	387,774	20,398,810
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
寄附金	140,047,165	0	140,047,164	280,094,329
指定正味財産合計	140,047,165	0	140,047,164	280,094,329
(うち基本財産への充当額)	(140,047,165)	(0)	(140,047,164)	(280,094,329)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産				
一般正味財産合計	38,561,099	10,990,103	11,225,554	60,776,756
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(9,762,108)	(542,339)	(542,339)	(10,846,786)
正味財産合計	178,608,264	10,990,103	151,272,718	340,871,085
負債及び正味財産合計	196,659,793	12,949,610	151,660,492	361,269,895

正味財産増減計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,128,116	4,530,000	△ 401,884
事業収益			
緑化事業収益	972,100	1,123,320	△ 151,220
公園管理事業受託収益	201,981,000	235,394,000	△ 33,413,000
街路樹管理事業受託収益	42,999,000	41,000,000	1,999,000
植物管理事業受託収益	14,254,000	12,516,300	1,737,700
受取寄付金			
受取寄付金	6,880	6,880	0
募金収益	5,583	122,619	△ 117,036
雑収益			
受取利息	60,782	11,133	49,649
雑収益	1,154,087	2,414,062	△ 1,259,975
経常収益計	265,561,548	297,118,314	△ 31,556,766
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	0	8,000	△ 8,000
給料手当	33,830,077	39,862,389	△ 6,032,312
賞与引当金繰入額	2,044,584	2,100,062	△ 55,478
退職給付費用	1,482,440	1,719,978	△ 237,538
福利厚生費	4,914,780	5,578,402	△ 663,622
旅費交通費	19,400	7,900	11,500
通信運搬費	288,798	286,392	2,406
減価償却費	312,606	253,534	59,072
消耗什器備品費	217,118	65,000	152,118
消耗品費	4,647,357	5,112,345	△ 464,988
原材料費	167,330	356,367	△ 189,037
修繕費	2,638,253	3,339,218	△ 700,965
印刷製本費	15,620	316,035	△ 300,415
燃料費	650,612	830,413	△ 179,801
光熱水料費	4,839,736	157,848	4,681,888
賃借料	1,261,373	1,155,393	105,980
保険料	1,154,554	1,145,713	8,841
諸謝金	298,000	224,000	74,000
租税公課	5,346,832	5,139,136	207,696
支払負担金	392,286	323,734	68,552
委託費	182,180,270	215,727,661	△ 33,547,391
支払助成金	523,000	540,000	△ 17,000
支払手数料	8,472,468	11,028,371	△ 2,555,903
雑費	17,388	9,480	7,908
管理費			
役員報酬	320,000	352,000	△ 32,000
給料手当	1,145,604	1,187,269	△ 41,665
賞与引当金繰入額	70,185	86,519	△ 16,334
退職給付費用	49,242	60,079	△ 10,837
福利厚生費	166,431	166,148	283
旅費交通費	1,360	1,580	△ 220
通信運搬費	6,080	12,210	△ 6,130
減価償却費	2,844	2,247	597
消耗什器備品費	7,887	0	7,887

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
消耗品費	8,769	12,344	△ 3,575
修繕費	8,016	6,659	1,357
燃料費	6,570	8,388	△ 1,818
賃借料	98,819	128,860	△ 30,041
保険料	194,436	98,311	96,125
租税公課	10,868	21,151	△ 10,283
支払負担金	2,614	7,366	△ 4,752
支払手数料	168,006	229,388	△ 61,382
雑費	4,440	4,700	△ 260
経常費用計	257,987,053	297,672,590	△ 39,685,537
評価損益等調整前当期経常増減額	7,574,495	△ 554,276	8,128,771
基本財産評価損益等	0	0	0
基本財産売却益	0	0	0
特定資産評価損益等	△ 19,000	△ 8,600	△ 10,400
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価損	△ 19,000	△ 8,600	
特定資産売却益	0	0	0
特定資産売却損	0	0	
評価損益等計	△ 19,000	△ 8,600	△ 10,400
当期経常増減額	7,555,495	△ 562,876	8,118,371
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
基本財産売却益	1,912,000	0	1,912,000
過年度修正益			
過年度支障木伐採準備資金修正益	0	3,000,000	△ 3,000,000
経常外収益計	1,912,000	3,000,000	△ 1,088,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	1,912,000	3,000,000	△ 1,088,000
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	9,467,495	2,437,124	7,030,371
法人税、住民税及び事業税	1,324,000	239,700	1,084,300
当期一般正味財産増減額	8,143,495	2,197,424	5,946,071
一般正味財産期首残高	52,633,261	50,435,837	2,197,424
一般正味財産期末残高	60,776,756	52,633,261	8,143,495
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,128,116	4,290,000	△ 161,884
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 4,128,116	△ 4,290,000	161,884
基本財産評価損益等	△ 20,026,100	1,583,200	
基本財産売却益	0	0	0
基本財産売却損	0	0	0
基本財産評価益	0	1,583,200	△ 1,583,200
基本財産評価損	△ 20,026,100	0	△ 20,026,100
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 1,912,000	0	△ 1,912,000
当期指定正味財産増減額	△ 21,938,100	1,583,200	△ 23,521,300
指定正味財産期首残高	302,032,429	300,449,229	1,583,200
指定正味財産期末残高	280,094,329	302,032,429	△ 21,938,100
III 正味財産期末残高	340,871,085	354,665,690	△ 13,794,605

正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	2,064,058		2,064,058		4,128,116
事業収益					
緑化事業収益	972,100				972,100
公園管理事業受託収益	201,981,000				201,981,000
街路樹管理事業受託収益	42,999,000				42,999,000
植物管理事業受託収益		14,254,000			14,254,000
受取寄付金					
受取寄付金	6,880				6,880
募金収益	5,583				5,583
雑収益					
受取利息			60,782		60,782
雑収益	169,777	984,242	68		1,154,087
経常収益計	248,198,398	15,238,242	2,124,908		265,561,548
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬	0	0			0
給料手当	30,497,835	3,332,242			33,830,077
賞与引当金繰入額	1,839,992	204,592			2,044,584
退職給付費用	1,332,331	150,109			1,482,440
福利厚生費	4,430,677	484,103			4,914,780
旅費交通費	19,400				19,400
通信運搬費	273,471	15,327			288,798
減価償却費	269,943	42,663			312,606
消耗什器備品費	209,230	7,888			217,118
消耗品費	4,330,356	317,001			4,647,357

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
原材料費	167,330				167,330
修繕費	2,503,503	134,750			2,638,253
印刷製本費	8,100	7,520			15,620
燃料費	552,035	98,577			650,612
光熱水料費	4,701,184	138,552			4,839,736
賃借料	1,219,502	41,871			1,261,373
保険料	1,130,608	23,946			1,154,554
諸謝金	298,000				298,000
租税公課	5,281,694	65,138			5,346,832
支払負担金	379,216	13,070			392,286
委託費	181,949,270	231,000			182,180,270
支払助成金	523,000				523,000
支払手数料	8,459,868	12,600			8,472,468
雑費	17,388				17,388
管理費					0
役員報酬			320,000		320,000
給料手当			1,145,604		1,145,604
賞与引当金繰入額			70,185		70,185
退職給付費用			49,242		49,242
福利厚生費			166,431		166,431
旅費交通費			1,360		1,360
通信運搬費			6,080		6,080
減価償却費			2,844		2,844
消耗什器備品費			7,887		7,887
消耗品費			8,769		8,769
修繕費			8,016		8,016
燃料費			6,570		6,570
賃借料			98,819		98,819
保険料			194,436		194,436
租税公課			10,868		10,868
支払負担金			2,614		2,614
支払手数料			168,006		168,006

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
雑費			4,440		4,440
経常費用計	250,393,933	5,320,949	2,272,171		257,987,053
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,195,535	9,917,293	△ 147,263		7,574,495
基本財産評価損益等	0	0	0		0
特定資産評価損益等	△ 17,100	△ 950	△ 950		△ 19,000
特定資産評価益	△ 17,100	△ 950	△ 950		△ 19,000
特定資産評価損	0	0	0		0
投資有価証券評価損益等	0	0	0		0
基本財産売却損益等					0
基本財産売却益	0	0	0		0
特定資産売却損益等	0	0	0		0
特定資産売却損	0	0	0		0
投資有価証券売却損益等	0	0	0		0
評価損益等計	△ 17,100	△ 950	△ 950		△ 19,000
当期経常増減額	△ 2,212,635	9,916,343	△ 148,213		7,555,495
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
固定資産売却益					
基本財産売却益	956,000	0	956,000		
経常外収益計	956,000	0	956,000		1,912,000
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0		0
当期経常外増減額	956,000	0	956,000		1,912,000
他会計振替額	4,935,007	△ 4,982,287	47,280		0
税引前当期一般正味財産増減額	3,678,372	4,934,056	855,067		9,467,495
法人税、住民税及び事業税		1,324,000			1,324,000
当期一般正味財産増減額	3,678,372	3,610,056	855,067		8,143,495
一般正味財産期首残高	34,882,727	7,380,047	10,370,487		52,633,261
一般正味財産期末残高	38,561,099	10,990,103	11,225,554		60,776,756
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	2,064,058		2,064,058		4,128,116

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと安らぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現に寄与する事業	施設管理事業			
一般正味財産への振替額					
一般正味財産への振替額	△ 2,064,058		△ 2,064,058		△ 4,128,116
基本財産評価損益等					
基本財産売却益					0
基本財産売却損					0
基本財産評価益					0
基本財産評価損	△ 10,013,050		△ 10,013,050		△ 20,026,100
一般正味財産への振替額					
一般正味財産への振替額	△ 956,000		△ 956,000		△ 1,912,000
当期指定正味財産増減額	△ 10,969,050	0	△ 10,969,050		△ 21,938,100
指定正味財産期首残高	151,016,215	0	151,016,214		302,032,429
指定正味財産期末残高	140,047,165	0	140,047,164		280,094,329
Ⅲ 正味財産期末残高	178,608,264	10,990,103	151,272,718		340,871,085

財務諸表に対する注記
令和7年3月31日現在

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価を計上している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具、什器備品、機械装置の減価償却の方法は定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給与引当金

期末自己都合退職要支給額より中退共期末支給予定額を差し引いた額を計上している。

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2 会計方針の変更

なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	299,916,100	0	21,938,100	277,978,000
預金	2,116,329	0	0	2,116,329
小計	302,032,429	0	21,938,100	280,094,329
特定資産				
退職給付引当資産	8,908,024	162,561	6,250,836	2,819,749
減価償却引当資産	12,380,336	315,450	1,849,000	10,846,786
小計	21,288,360	478,011	8,099,836	13,666,535
合計	323,320,789	478,011	30,037,936	293,760,864

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産有価証券	277,978,000	277,978,000	0	－
基本財産引当資産	2,116,329	2,116,329	0	－
小計	280,094,329	280,094,329	0	－
特定資産				
退職給付引当資産	2,819,749	0	0	2,819,749
減価償却引当資産	10,846,786	0	0	10,846,786
小計	13,666,535	0	0	13,666,535
合計	293,760,864	280,094,329	0	13,666,535

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	12,076,509	10,249,982	1,826,527
什器備品	1,153,615	1,091,769	61,846
機械装置	2,498,900	2,498,899	1
合計	15,729,024	13,840,650	1,888,374

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息 一般正味財産へ振替	4,128,116
基本財産売却益 一般正味財産へ振替	1,912,000
合計	6,040,116

7 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の保有割合	関係内容	
						役員の兼務等	事実上の関係
支配法人	河内長野市	大阪府河内長野市原町一丁目1-1	—	地方公共団体	—	理事2名	指定管理料の交付

取引の内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
公園管理指定管理料	201,981,000	公園管理事業受託収益	0円

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細について、財務諸表の注記「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	7,898,903	1,171,682	6,250,836	0	2,819,749
賞与引当金	2,186,581	2,114,769	2,162,300	0	2,139,050

財産目録
令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店 三菱UFJ銀行河内長野支店 河内長野市に対する未収額他	運転資金として 運転資金として 受託収益他	0 20,158,333 1,766,258 43,696,066
流動資産合計				65,620,657
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	投資有価証券 第29回東京電力パワーグリッド社債	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	92,470,000
	投資有価証券	投資有価証券 第36回東京電力パワーグリッド社債	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	92,400,000
	投資有価証券	投資有価証券 第73回東京電力パワーグリッド社債	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	93,108,000
特定資産	預金	普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店	共有財産であり、運用益を公益目的事業に50%、法人管理に50%使用している	2,116,329
	退職給付引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店	職員14名の退職金の支払いに備えたもの	2,819,749
	減価償却引当資産	普通預金 三菱UFJ銀行河内長野支店	将来の車両運搬具等の買替えに充てるために保有している	6,904,786
		投資有価証券 第78回クレディセゾン社債	将来の車両運搬具等の買替えに充てるために保有している	1,972,400
		投資有価証券 第73回三菱UFJリース社債	将来の車両運搬具等の買替えに充てるために保有している	1,969,600
その他固定資産	車両運搬具 什器備品 機械装置		公益目的事業に84%、収益事業に15%、法人管理に1%使用している	1,826,527
			公益目的事業に使用している	61,846
			公益目的事業に使用している	1
固定資産合計				295,649,238
資産合計				361,269,895
(流動負債)	未払金	清掃等委託業者に対する未払い額他	3月分清掃・機械警備等施設管理委託料、3月分残業手当、未払消費税他	13,987,653
	未払法人税等	法人税他	法人税、住民税、事業税他	1,324,000
	前受金			0
	預り金	社会保険料他	源泉所得税、社会保険料、住民税他	128,358
流動負債合計				15,440,011
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職手当の支給に備えたもの	2,819,749
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支給に備えたもの	2,139,050
固定負債合計				4,958,799
負債合計				20,398,810
正味財産合計				340,871,085

報告第 2 0 号

令和 6 年度三日市都市開発株式会社の事業並びに決算の報告
について

令和 6 年度の三日市都市開発株式会社の事業並びに決算について、地方
自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監査役監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私、監査役は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 7 年 5 月 28 日

三日市都市開発株式会社

監査役 武田 宗久

事業報告

第21期

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

大阪府河内長野市三日市町 32 番地の 1

三日市都市開発 株式会社

事業報告

令和6年4月 1日 から

令和7年3月31日 まで

1. 会社の現況に関する事項

1) 事業の経過及びその成果

(1) 全般の環境及び状況

令和6年度は、日本国内では、賃金の上昇、インバウンド需要の増加など、日本経済は回復基調に向かう状況が見受けられます。一方で、去年夏以降からの米の品薄問題、生鮮野菜の値上がりに電気・ガスやガソリンの補助金終了も加わったエネルギー価格の上昇により、消費者の節約志向は強まり、個人消費の低迷が続くことが予想されます。

河内長野市では、市制施行70周年を迎える中、昨年8月に新市長が就任されました。また、非常時への対応強化、赤峰市民広場の産業用地化が進む中、令和7年4月に組織体制の見直しが予定されています。

日本スーパーマーケット協会が発表した令和6年度の各月の前年同月比の平均ベースで、総売上高は、102.7%（既存店ベース）とプラスとなりました。

このような中で、当フォレスト三日市におきましては、核テナントを含む全店舗（既存店ベース）の売上高前年度比は102.3%、来店客数前年度比は98.4%となりました。

(2) 管理受託業務

①建物管理業務

管理組合からビル共用部に係る設備運転、保安警備、清掃、環境衛生管理などの業務とあわせて、河内長野市から公共施設専有部に係る設備点検、保安警備、定期清掃などの業務を受託しました。

全ての業務において、関係法令を遵守し、専門的知識を有する各業務のスタッフとの連携を密にし、来館者の視点・立場に立った教育及び提案を行い、各業務を遂行することで、日常及び緊急事態発生時にも迅速かつ適正な対応を行いました。

また、ビル管理の改善に取り組むとともに管理コストの適正化にも努めました。

②管理組合の修繕積立金の活用

令和5年度から、長期修繕計画に記載された項目で、計画的な修繕に関しては、修繕積立金会計を取り崩し、修繕を行っております。

令和6年度は、令和5年度に引き続き消防設備の改修、消火器の更新、電力メーターの交換が行われました。

③安全・安心への取り組み

ア. 新型コロナ感染症及びインフルエンザなどの感染症拡大防止対策

昨年度に引き続き、エレベーターの押しボタンや階段の手すりなど、利用頻度の高い箇所のアルコール消毒を実施するとともに、各所に手指消毒液を設置し、店舗・施設が設置する消毒液とあわせて感染症拡大防止対策に努めました。

イ. 防災計画の整備

昨年度に引き続き、事業継続計画の考え方をもとに、重要度の高い災害リスク抽出やリスクに対する対策などのBCP対策セミナーに参加し、管理組合が取り組むべき課題の検討を行いました。

④地域貢献イベント

フォレスト三日市の賑わいづくりを目指した地域貢献イベント「クリーン・フラワーウォーク」を地元の三日市小学校区まちづくり協議会及び花の文化園の協力のもと、開催いたしました。

(3) 不動産賃貸業務

空床の解消は、プライオリティの高い課題と認識し、当社が独自にリーシングを行う他、地元不動産業者、商業コンサルなどの媒介業者を訪問し、改めて連携を強化することで、空床の早期解消に努めております。

令和4年11月より空床となっていました2階の203区画は、インド料理等の飲食店「HOLY COW」が令和6年4月にオープンをしました。

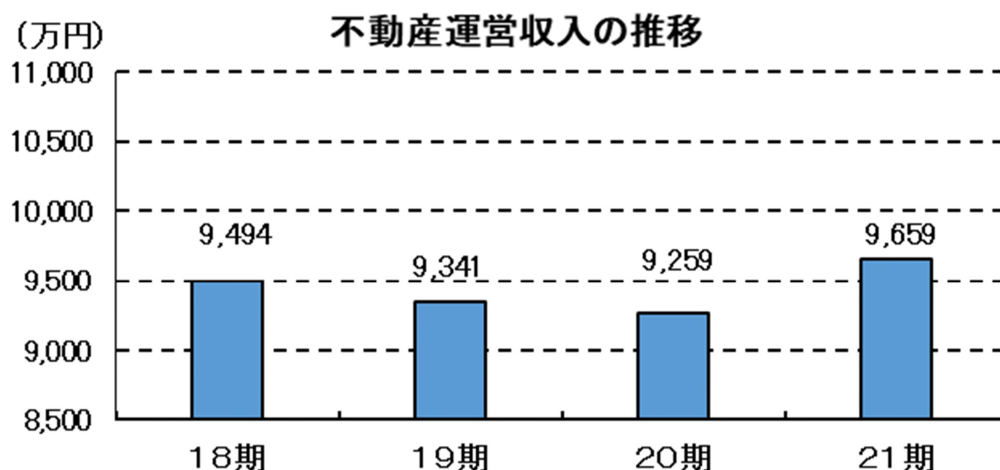
その結果、令和7年3月末現在の空床は、令和3年8月からの2階204-1区画（旧介護予防・日常生活支援総合事業）、令和5年4月からの1階101区画（旧書店）、令和5年8月からの102-2区画（旧クリーニング店）、令和6年11月からの106-2区画（旧骨董店）の計4区画となっております。

なお、1階101区画は、令和7年2月より床オーナーとサブリース契約を行い、隣接する102-2区画とあわせて、当社が一括管理することで、区画を統合したリーシングを行い、出店を検討する側の要望に対応できるよういたしました。

空き区画については、物販・サービス系を中心に、お持ち帰り飲食や事務所貸しの検討も行いリーシングを行いました。数社より現地確認をしていただきましたが、入居条件が合わず、借り手が見つからない状況です。

今後も引き続きリーシングを行い、契約が成立するまでの期間中は、催事利用などに取り組み、収益確保に努めてまいります。

このような状況の中、不動産運営収入は全体として96,598千円で前年度比104.3%となりました。



(4) 駐車場及び駐輪場管理運営業務

① 駐車場管理運営業務

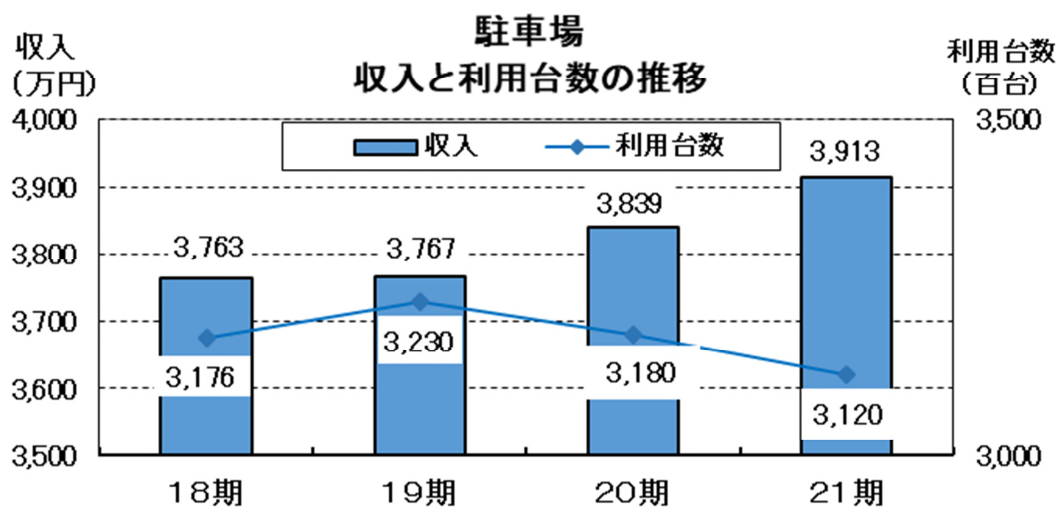
令和6年度は、7月より駐車場における利便性の向上及び効率的な管理運営に向け、チケットレス（駐車券なし）化に移行するとともに、利用料金のキャッシュレス対応を可能にすることなどの新システムを導入いたしました。

その結果、ご利用者からは入退場がスムーズになったことやキャッシュレスに対応したことなど、概ね高評価をいただいております。最大料金利用台数は、年間を通じて増加いたしました。（令和7年3月末現在、1日平均約13台 前年比121.6%）

一方、入庫台数（利用台数）は、新システム導入後は前年比増となる月もありましたが、結果、昨年度より年間6,000台近く減少いたしました。

現金収入は、最大料金利用の増加により前年度比107.4%、約377千円の増収となりました。

以上の結果から、駐車場利用台数は312千台で前年度比98.1%、駐車場収入は39,130千円で前年度比101.9%となりました。



② 駐輪場管理運営業務

ビル周辺地域の少子高齢化により、駅利用者数は減少傾向にあります。

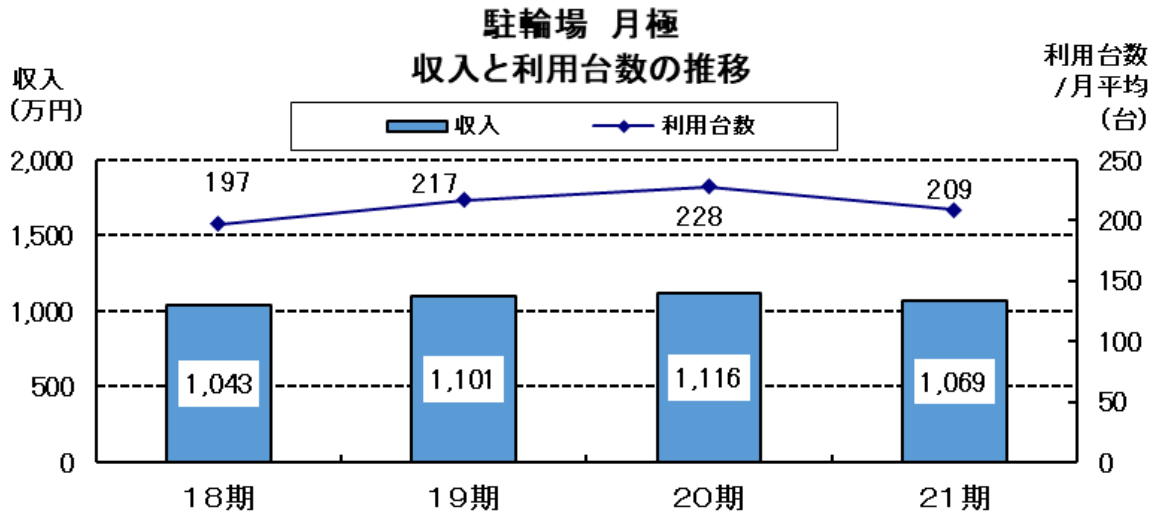
そのような状況の中で、令和5年度は、ビル周辺の個人経営の駐輪場閉鎖の影響もあり、月極の契約台数はバイク、自転車とも増加し、月極収入は増収となりましたが、令和6年度は利用者が他の安価な駐輪場に流れるなど平準化した結果、月極収入は前年度を下回る結果となりました。（前年度比95.8%）

また、学生等を対象とした、春・秋のキャンペーンについては、春の申し込みは減少しましたが、秋は若干増加となり、年間を通じて、ほぼ横ばいとなりました。

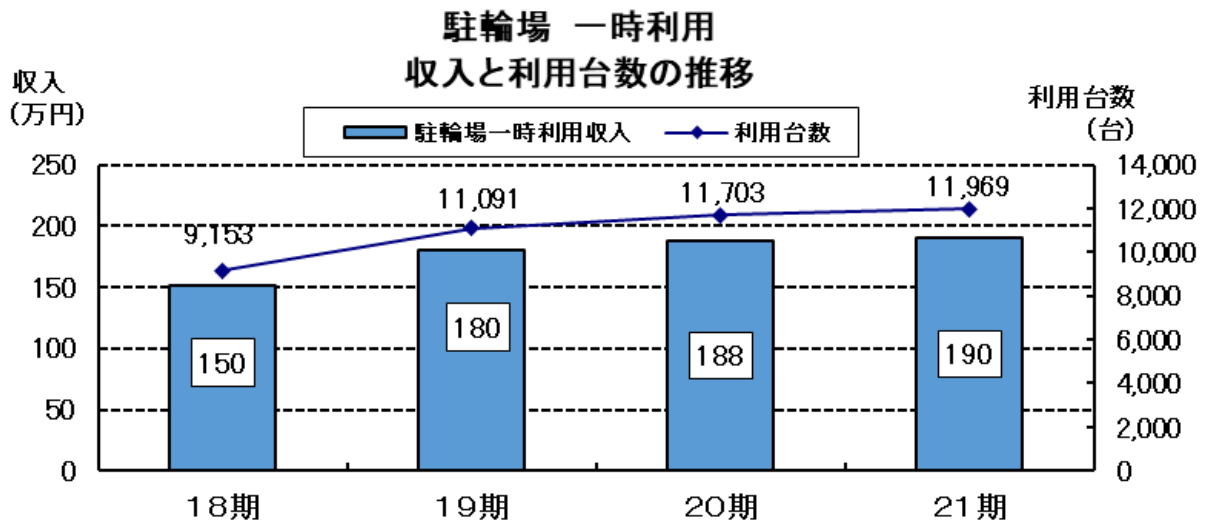
一時利用については、自転車が一時期利用開始後最大の利用台数を更新し、利用台数、利用収入とも昨年度を上回り、全体として順調に推移いたしました。（一時利用台数、前年度比102.3%）

結果として、駐輪場収入は12,602千円で前年度比96.6%となりました。

なお、駐輪場の効率的な管理運営、また、機械化による利便性の向上及び駐車・駐輪場管理委託業務に係る費用対効果などの検討を引き続き行いました。



※駐輪場月極利用台数は、各月末利用台数の平均です。



(5) 防災計画について

ア. 防災計画

令和5年度に引き続き、事業継続計画の考え方をもとに、重要度の高い災害リスクの確認や研修会への参加を行い、防災計画について検討を進めました。

(6) 総務経理業務

令和6年4月に改訂された管理費について、テナントとの交渉により、一

部テナントについて、賃貸料の引下げなどがありました。引上げ額の大部分について、テナントから徴収することができました。

また、管理組合からの業務受託において、管理規約に基づく集会開催など全般的な事務局業務を通じて、管理組合とテナントとのパイプ役としての役割を認識し、積極的な助言を行うとともに、適正な資金管理に努めました。

(7) 附帯業務

店主会事務受託業務につきましては、恒例イベントとなっている、周年催事、年末催事に係る支援・協力を行い、開催いたしました。

令和7年度も、オープンから20周年を迎えるにあたり、店主会が主催する周年記念催事に、支援を行ってまいります。

以上の結果として、売上高は220,320千円、経常利益は6,718千円、当期純利益は5,217千円となりました。

以上の内容で業務を遂行してまいりましたが、今後も引き続き安全・安心かつ快適な商業、公共・公益複合ビルを目指し、地域の皆様をはじめとした来館者の皆様に、より一層支持される施設となるよう取り組んでまいります。また、適正な管理運営のもと経営の安定化を図るべく努力する所存でございます。

今後とも、株主の皆様におかれましては、より一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主なものは、駐車場新システム機器一式(12,554千円)です。

3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第18期 (令和4年3月期)	第19期 (令和5年3月期)	第20期 (令和6年3月期)	第21期 (令和7年3月期)
売 上 高 (千円)	217,650	210,215	210,808	220,320
経 常 利 益 (千円)	8,540	8,794	5,375	6,718
当期純利益 (千円)	△22,293	5,900	4,034	5,217
1株当たり 当期純利益	△2,786円67銭	737円51銭	504円37銭	652円13銭
総 資 産 (千円)	630,444	608,781	589,218	571,354

5) 対処すべき課題

(1) 管理受託業務

①管理組合の長期修繕計画の更新業務のサポート

令和5年度から計画的な修繕業務については、修繕積立金会計を活用し、修繕を進めてまいりました。

一方で、実施した修繕業務などを参考に、長期修繕計画を実効性のある計画とすべく、検討し、提案してまいりましたが、近年の物価、人件費の上昇は、計画全体に影響を及ぼしており、改めて計画の見直しを行う必要が生じました。

そこで、令和7年度は、個別経費の洗い出しなどを通じて、長期修繕計画の実効性を高めることを目標に見直し、その結果について大規模修繕委員会にて検討を行い、長期修繕計画の見直し・策定を目指し、管理組合をサポートしてまいります。

②専有部分管理受託業務

令和3年度から3階公益施設の運営は、(株)尾崎スイミングスクールが、河内長野市と賃貸借契約を締結し、テナントとして入居しています。

令和7年度も引き続き、管理組合、河内長野市と協議を行い、適正な施設管理を目指してまいります。

また、設備点検・清掃業務は、専門的知識を有する各業務のスタッフと連携を密にし、業務を遂行いたします。

なお、大きな仕様の変更がある場合については、専門業者の意見を取り入れて対応いたします。さらに、さまざまな課題、問題などについても検討・調整をバックアップします。

③防災計画の整備

フォレスト三日市の安全・安心を向上させる取り組みとして、防災計画の整備を進めます。

特に、大規模災害（プレート型地震 最大震度6強）を想定した災害リスクを予測し、事業継続計画（BCP）の考え方を基に、災害リスクに対応するための情報収集を行うとともに、三日市市民ホールが「指定避難所」となっていることも踏まえ、河内長野市及び関係機関と調整を行います。

(2) 不動産賃貸借業務

①サブリース契約等の契約更新

令和7年6月末をもって転貸床の賃貸借契約期間が満了となることから、令和6年度は、賃借料を引き下げる方向での契約更新に向けた交渉を行ってまいりました。

令和7年度は、交渉の末、賃借料の引き下げに合意いただけた方々とは締結業務を進め、合意に至らない方々とは、引き続き、同意に向け、交渉を行ってまいります。

②テナント賃貸料の見直し

令和7年6月末をもってキーテナントとの賃貸借契約が満了となることから、キーテナントから経済状況などに応じた賃料の見直しの要望をいただきました。

令和6年度は、各種状況にあわせた賃料の引き下げを中心に交渉を進めてまいりました結果、現在の状況をご理解いただき、賃料の引き下げで合意に至りました。

今後ともキーテナントとの情報共有を密にして、双方の意向が反映される取り組みを進めてまいります。

③空床への対応

現在、空床となっております101区画、102-2区画、106-2区画、204-1区画の計4区画のテナントリーシングについては、企業等の出店の問合せが徐々に増加しつつあります。会社の主要業務となるリーシング業務の強化に努め、地元不動産業者及び商業コンサルなどの媒介業者等と更なる連携を深め、空床の早期解消を図ります。

また、空床期間中は、催事利用などの活用に取り組み、収益確保に努めます。

(3) 駐車・駐輪場管理運営業務

令和7年度は、引き続き利用者の安全・安心で快適な環境に向けた改善及び利便性の向上に取り組みます。

①駐車場管理運営業務

駐車場管理運営においては、昨年度に引き続き利用者のニーズに対応した取り組みを進めてまいります。

また、駐車場の路面の一部が劣化している箇所があり、利用者が安心・安全に駐車場をご利用できるよう修繕を行ってまいります。

②駐輪場管理運営業務

駐輪場の運営においては、周辺の人口減少、少子高齢化が進み、通勤・通学者の減少が続く中、月極のキャンペーン等を引き続き行うなど、利用促進を図るとともに、駐輪場内の月極・一時利用区画、並びに当館利用者区画が、利用者から見て区別が付きやすい方法を検討し、区画の整理及び誘導案内の改善に努め、利用しやすい駐輪場を目指します。

また、令和7年6月末をもって駐輪場の床の賃貸借契約期間が満了となることから、現在の駐輪場の収支の不均衡を是正し、健全な運営を図るため、契約更新に向けた交渉を行いました結果、賃借料の引き下げにご理解いただけましたので、契約締結に向け、業務を進めてまいります。

6) 主要な事業内容

- (1) 不動産の賃貸及び管理業務
- (2) 駐車場、駐輪場の経営及び管理運営業務
- (3) 公共公益施設の管理運営業務

7) 主要な事業所

本社 大阪府河内長野市三日市町32番地の1

8) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

従業員数 2名（前年末比増減 1名減）

平均勤続年数 19.7年

（注）従業員数には、使用人兼務取締役1名は含めず、嘱託社員1名を含みます。

9) 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

河内長野市は、当社の発行済み株式総数の80%を保有しており、当社の代表取締役を同市の副市長が兼任しております。また、同市の総合政策部長が取締役を兼任しております。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

10) 主要な借入先及び借入額（令和7年3月31日現在）

借入先	借入金残高
河内長野市	86,660 千円

2. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の氏名等（令和7年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	東部 昌也	
取 締 役	太口 智裕	総務部長
取 締 役	山口 力	株式会社 サンプラザ 代表取締役社長
取 締 役	吉田 顕	河内長野ガス 株式会社 代表取締役社長
取 締 役	早川 和志	河内長野市 総合政策部長
監 査 役	武田 宗久	公認会計士

(注) 1. 当該事業年度中の異動は、次のとおりであります。

①辞任（取締役）

取締役 宮阪晴久氏は、令和6年6月28日付けで辞任いたしました。

②就任（取締役）

令和6年6月28日開催の第20期定時株主総会において、新たな取締役として早川和志氏が選任され、就任いたしました。

2. 代表取締役 東部昌也氏は、令和7年3月31日をもって、河内長野市副市長を退任いたしました。

3. 監査役 武田宗久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	当 期 支 払 額
取 締 役	1	600 千円
監 査 役	1	500 千円

(注)1. 取締役の当期支払額には、使用人兼務取締役1名の使用人分給与 3,500 千円は含まれておりません。

2. 常勤取締役の報酬額は、平成19年6月開催の第3期定時株主総会において、年額 3,900 千円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬額につきましても第3期定時株主総会において年額 500 千円以内と決議いただいております。

3. 株式に関する事項

- 1) 発行可能株式総数 8,000 株
- 2) 発行済株式の総数 8,000 株
- 3) 株 主 数 9 名
- 4) 株 主 (令和7年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持株比率
河 内 長 野 市	6,400 株	80.00 %
株式会社サンプラザ	700 株	8.75 %
河内長野ガス株式会社	600 株	7.50 %
南海電気鉄道株式会社	60 株	0.75 %
大阪第一交通株式会社	60 株	0.75 %
近鉄タクシー株式会社	60 株	0.75 %
日本農薬株式会社	60 株	0.75 %
大阪南農業協同組合	40 株	0.50 %
モリ工業株式会社	20 株	0.25 %

貸借対照表

令和7年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	94,450,140	【 流 動 負 債 】	42,399,580
現 金 及 び 預 金	78,797,755	1年内返済長期借入金	17,332,000
売 掛 金	248,300	未 払 金	8,122,900
未 収 入 金	5,978,999	前 受 金	12,780,558
貯 蔵 品	82,800	従 業 員 預 り 金	39,988
前 渡 金	8,622,970	預 り 金	258,781
立 替 金	8,117	未 払 消 費 税 等	1,553,100
預 け 金	259,100	未 払 法 人 税 等	1,981,800
未 収 収 益	26,404	賞 与 引 当 金	330,453
前 払 費 用	425,695	【 固 定 負 債 】	101,096,361
【 固 定 資 産 】	476,903,997	長 期 借 入 金	69,328,000
(有 形 固 定 資 産)	466,861,866	受 入 敷 金	28,187,930
建 物	225,116,912	退 職 給 付 引 当 金	3,580,431
建 物 付 属 設 備	6,775,815	負 債 の 部 計	143,495,941
車 両 運 搬 具	1	純 資 産 の 部	
什 器 ・ 備 品	11,422,415	【株 主 資 本】	427,858,196
土 地	223,546,723	資 本 金	400,000,000
(無 形 固 定 資 産)	1	利 益 剰 余 金	27,858,196
電 話 加 入 権	1	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,858,196
(投 資 そ の 他 の 資 産)	10,042,130	繰 越 利 益 剰 余 金	27,858,196
修 繕 目 的 積 立 資 産	10,000,000	(うち当期純利益)	(5,217,012)
長 期 前 払 費 用	42,130	純 資 産 の 部 計	427,858,196
資 産 の 部 計	571,354,137	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	571,354,137

有形固定資産の減価償却累計額 364,337,231円

損 益 計 算 書

令和 6年 4月 1日から

令和 7年 3月31日まで

科 目	金 額
【売 上 高】	220,320,788
ビ ル 管 理 収 入	65,027,633
不 動 産 運 営 収 入	96,598,620
駐 車 駐 輪 場 収 入	51,733,253
受 託 料 そ の 他 の 収 入	6,961,282
【売 上 原 価】	190,959,537
管 理 委 託 費	53,677,614
不 動 産 運 営 費	85,004,596
駐 車 駐 輪 場 運 営 費	48,185,998
受 託 事 業 原 価 等	4,091,329
売 上 総 利 益	29,361,251
【販売費及び一般管理費】	22,896,676
営 業 利 益	6,464,575
【営 業 外 収 益】	258,596
受 取 利 息	60,039
雑 収 入	198,557
【営 業 外 費 用】	4,393
固 定 資 産 除 却 損	4,393
経 常 利 益	6,718,778
税引前当期純利益	6,718,778
法人税及び住民税等	1,501,766
当 期 純 利 益	5,217,012

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

(単位：円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	400,000,000	0	0	0
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				0
任 意 積 立 金 の 積 立				0
当 期 純 利 益				0
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	0
当 期 末 残 高	400,000,000	0	0	0

(単位：円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
		任 意 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	0	0	22,641,184	22,641,184
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				0
任 意 積 立 金 の 積 立				0
当 期 純 利 益			5,217,012	5,217,012
当 期 変 動 額 合 計	0	0	5,217,012	5,217,012
当 期 末 残 高	0	0	27,858,196	27,858,196

(単位：円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
			その他有価証券 評 価 差 額 金	評価差額等合計	
当 期 首 残 高	0	422,641,184	0	0	422,641,184
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		0		0	0
任 意 積 立 金 の 積 立		0		0	0
当 期 純 利 益		5,217,012		0	5,217,012
当 期 変 動 額 合 計	0	5,217,012	0	0	5,217,012
当 期 末 残 高	0	427,858,196	0	0	427,858,196

個 別 注 記 表

令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金・・・・従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による当期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、未経過リース料総額は、118,800円であります。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の総数 8,000株

報告第 2 1 号

令和 6 年度河内長野都市開発株式会社の事業並びに決算の報告について

令和 6 年度の河内長野都市開発株式会社の事業並びに決算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

監査役監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私、監査役は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月28日

河内長野都市開発株式会社

監査役 武田 宗久

第37期事業報告書

令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

令和7年5月

河内長野都市開発株式会社

事業報告

（ 令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで ）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

①全般の環境及び状況

令和6年度の我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあります。こうした中、政府はその移行を確実なものとするため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を三つの柱とする総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）を策定し、その裏付けとなる令和6年度補正予算を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていくとしています。（「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」より抜粋）

また、内閣府より発表された月例経済報告（令和7年3月）では、景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしています。

2024年（暦年）の既存ショッピングセンターの売上高は、国内外旅行客の来館増や、夏場の気温上昇による盛夏アイテムの稼働、11月中旬以降の気温低下による冬物商材の稼働、春物、秋物衣料は苦戦するも雑貨や飲食でカバーし、いずれの月も前年同月を上回る伸長率となりました。（日本SC協会発表より抜粋）

「ノバティながの」は、当年度、平成元年4月のオープンから37年目、平成21年の大規模リニューアルから15年目を迎えました。この間、核店舗（西友・南海）の撤退という大きな環境の変化がありましたが、その後の関係者の懸命な努力により、短期間で後継核店舗や大型専門店の誘致に加えて、市の子ども・子育て総合センター「あいっく」の開設など、「ノバティながの」の再生と活性化に鋭意取り組んでまいりました。

この様な中、第37期の期中におきましても、「ノバティながの」の活性化と持続的繁栄に向けて円滑な事業運営に努めた結果、当社の第37期売上高は210,867千円、前期比101.0%となりました。

また、利益につきましては、コロナ禍の影響等により営業損失580千円、経常利益361千円、当期純損失1,561千円となりました。

【売上状況】

売 上 科 目	金 額	前 期 比
不動産運営収入	100,491千円	100.4%
駐車駐輪場収入	105,946千円	101.6%
受託料その他収入	4,429千円	100.1%
合 計	210,867千円	101.0%

②不動産賃貸借及び管理運営事業

不動産賃貸借及び管理運営事業は、区分所有者からのサブリース床と当社所有及び管理床の賃貸借などで構成されており、不動産運営収入は、年度途中の新規入店やテナントの入替えなどにより、前期に比べ364千円増の100,491千円となりました。

令和7年3月末で、「ノバティながの」全区画97区画のうち、13区画（専有面積率で6.28%）の空床があり、そのうち当社所有及び管理床では、10区画が空床の状態となっており、一部空床につきましては暫定的な催事による活用を行うとともに、根本的な空床の解消に向け取り組んでいるところであります。

また、令和2年12月にオープンしました貸室事業につきましては、新型コロナの影響を受け大変厳しい状況が続いておりますが、利用者の拡大に向け取り組んでいるところであります。

③駐車場及び駐輪場管理運営事業

駐車場収入は当社の収益の柱とするところで、入店営業者、周辺営業者等の収入や、学校、企業等の送迎利用収入、及び一般利用や施設利用の駐車時間超過による現金収入などで構成されています。

当期の駐車場利用台数は、531,373台で前期と比較すると2.2%減となっており、コロナ禍前の令和元年度と比較すると6.0%減少しています。駐車場収入は、103,714千円で前期と比較すると1.7%増加していますが、コロナ禍前の令和元年度と比較すると12.8%減少しています。特に駐車場の場内現金売上は39,334千円で、コロナ禍前と比較すると15.9%減少しています。

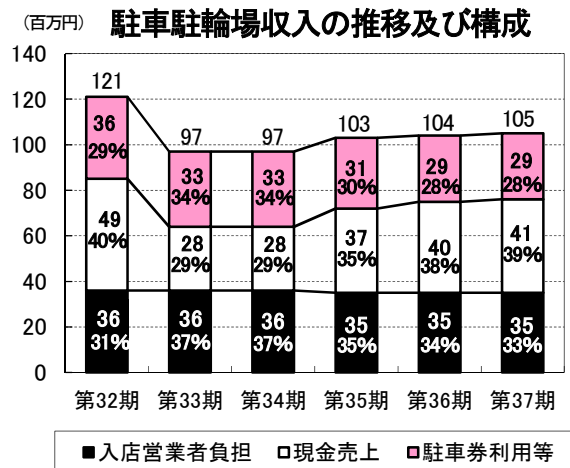
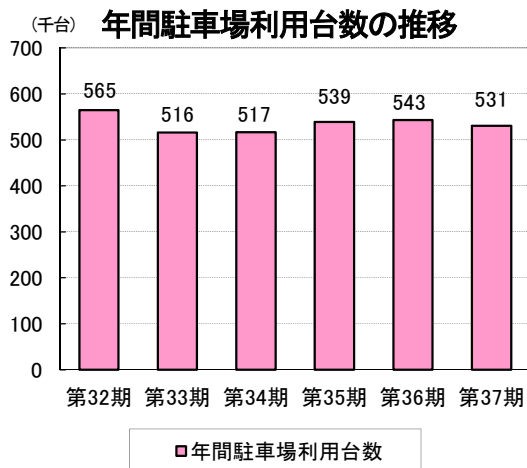
また、当社が管理している駐輪場の収容台数は、全体では208台（原付バイク等含む）で、当期の利用台数は149,536台で前期と比較すると3.0%減となっており、コロナ禍前の令和元年度と比較すると10.4%減少しています。月極等を含めた駐輪場収入は2,231千円で、前期と比較すると2.0%減少しており、コロナ禍前の令和元年度と比較すると7.6%減少しています。

駐車場・駐輪場は、「ノバティながの」の利用者のみならず、周辺施設利用者や河内長野駅利用者の利便施設として、より利用し易い安全な駐車場・駐輪場を目指してまいります。また、河内長野駅周辺における迷惑駐車や駅への送迎などによる駐停車対

策として、引き続き終日15分間無料（立体駐車場は午前7時から午後11時30分まで）とし、駅周辺や「ノバティながの」そのもののイメージアップと利便性の向上に努めています。

【駐車場利用状況】

駐車場区分（利用可能台数）	年間利用台数	1日平均利用台数
第1駐車場（186台）	206,552台	565台
第2駐車場（167台）	266,221台	729台
第3駐車場（46台）	58,600台	160台
合 計（399台） （対前期比）	531,373台 （97.8%）	1,455台



④ 受託料その他収入

イ. エレベーター監視業務

河内長野市から、河内長野駅舎と同駅前広場とのアプローチ対策として設置されたエレベーターの監視業務を受託し、安全かつ適正に履行しました。

ロ. 清掃及び開錠・施錠業務

河内長野市から、南館3階専用部（ノバティホール）の清掃及び開錠・施錠業務と、北館5階専用部（あいっく）の清掃及び施錠業務を受託し、安全かつ適正に履行しました。

ハ. その他収入

第2駐車場及び第3駐車場に自動販売機を設置し「ノバティながの」への来館者、駐車場利用者等への利便性の向上を図っています。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題 (令和7年3月31日現在)

① マスターリース床区分所有者との契約内容の見直しの取組みについて

現在一部の区分所有者との賃貸借契約を見直す交渉を行っております。この交渉が成立しますと出店希望テナントに適応した賃料などを提示することが可能となり、空床の減少および当社の赤字の解消を図るとともに、引き続き「ノバティながの」全体の活性化につながるよう取り組みを進めてまいります。

② 駐車場収入の向上にむけての取組みについて

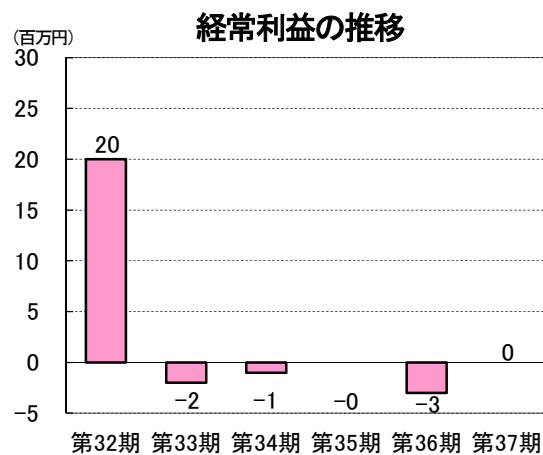
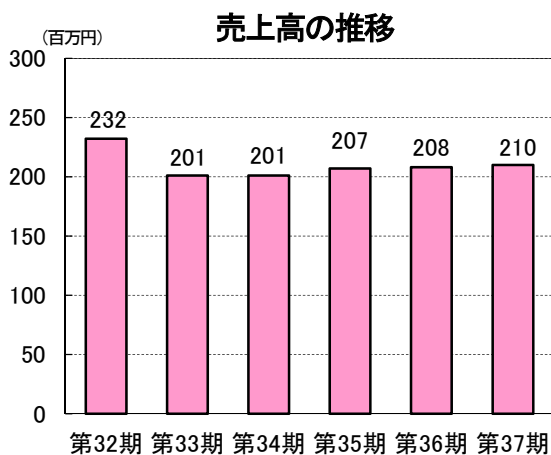
コロナ禍によって大幅に減少し、現在においても回復していない駐車場収入を向上させるべく、様々な取組みを推進します。

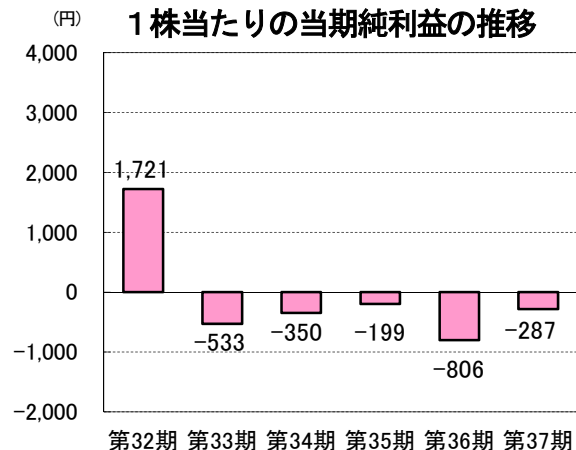
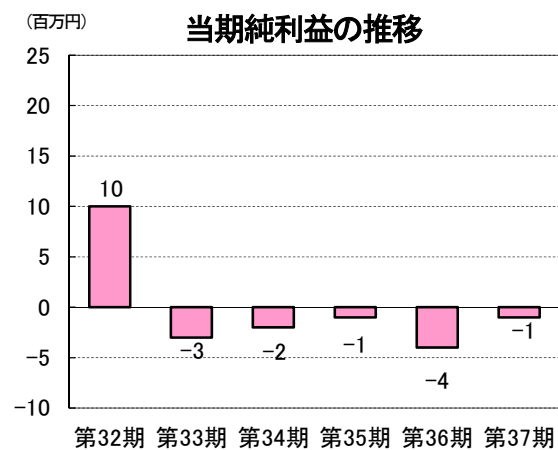
(5) 財産及び損益の状況の推移

経営指標

(単位: 百万円)

項 目	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
売上高	232	201	201	207	208	210
経常利益	20	-2	-1	-0	-3	0
当期純利益	10	-3	-2	-1	-4	-1
1株当たりの 当期純利益	1721円	-533円	-350円	-199円	-806円	-287円
総資産	832	842	826	816	812	819
純資産	735	732	730	729	724	723





(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社との関係

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

(令和7年3月31日現在)

1. 不動産の賃貸、管理、運営
2. 駐車場及び駐輪場の経営、管理運営
3. 公共施設の管理運営に関する受託業務

(8) 主要な事業所

本社 大阪府河内長野市本町24番1号 (令和7年3月31日現在)

(9) 使用人の状況

(令和7年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5人	0人	55.8歳	8.1年

(注) 1. 上記には、嘱託社員2人、臨時社員2人を含めております。

2. 使用人数には、使用人兼務取締役1名を含めておりません。

(10) 主要な借入先 (令和7年3月31日現在)

当期における借入金残高はありません。

2. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和7年3月31日現在)

氏 名	役 職	担当及び重要な兼職の状況
桒井 繁春	代表取締役	社長
梶谷 泰嗣	取締役	事業部長
西田 修	取締役	一級建築士
早川 和志	取締役	河内長野市総合政策部長
武田 宗久	監査役	公認会計士

(注) 1. 当該事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(1) 宮阪晴久氏は、令和6年6月26日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。

(2) 令和6年6月26日開催の第36期定時株主総会において、早川和志氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

2. 代表取締役桒井繁春氏は、令和6年9月1日をもって河内長野市副市長を退任しました。

3. 取締役 西田修氏及び早川和志氏は、社外取締役であります。

4. 監査役 武田宗久氏は、社外監査役であります。

同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	2人	480千円
監 査 役	1人	500千円
合 計	3人	980千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役1名の使用人分給与等4,800千円は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月19日開催の第19期定時株主総会における決議により、年額8,000千円以内と定められています。

3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月19日開催の第19期定時株主総会における決議により、年額500千円以内と定められています。

4. 期末現在の取締役は4名、監査役は1名であります。

3. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

5, 4 3 9 株（自己株式 6 0 1 株を除く。）

(2) 株主

3 4 名

(3) 上位 1 2 名の株主

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

株 主 名	持 株 数	持株比率
河内長野市	2, 0 3 0 株	3 7. 3 %
南海電気鉄道株式会社	8 0 0 株	1 4. 7 %
河内長野ガス株式会社	3 0 0 株	5. 5 %
損害保険ジャパン株式会社	2 8 0 株	5. 1 %
株式会社三菱UF J 銀行	2 7 0 株	5. 0 %
株式会社三井住友銀行	2 4 0 株	4. 4 %
株式会社南都銀行	2 4 0 株	4. 4 %
日本生命保険相互会社	2 0 0 株	3. 7 %
三信株式会社	2 0 0 株	3. 7 %
三井住友海上火災保険株式会社	1 2 0 株	2. 2 %
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	1 2 0 株	2. 2 %
共栄火災海上保険株式会社	1 2 0 株	2. 2 %

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	17,300,070	【 流 動 負 債 】	33,323,107
現 金 及 び 預 金	2,823,644	未 払 金	9,641,226
未 収 入 金	8,281,683	前 受 金	1,577,233
立 替 金	1,433,565	預 り 金	14,753,208
貯 蔵 品	955,178	未 払 法 人 税 等	1,388,700
前 払 金	3,806,000	未 払 消 費 税 等	4,483,700
		賞 与 引 当 金	163,000
		リ ー ス 債 務	1,316,040
【 固 定 資 産 】	802,277,856		
(有 形 固 定 資 産)	614,664,800	【 固 定 負 債 】	62,834,572
建 物	94,273,526	受 入 敷 金	57,802,597
建 物 附 属 設 備	51,898,320	退 職 給 付 引 当 金	535,505
構 築 物	1,992,484	長 期 リ ー ス 債 務	4,496,470
機 械 装 置	1		
車 両 運 搬 具	1	負 債 の 部 計	96,157,679
什 器 備 品	635,571		
土 地	460,580,797	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	5,284,100	【 株 主 資 本 】	723,420,247
(無 形 固 定 資 産)	5	資 本 金	302,000,000
電 話 加 入 権	5	利 益 剰 余 金	421,470,247
(投 資 そ の 他 の 資 産)	187,613,051	そ の 他 利 益 剰 余 金	421,470,247
差 入 敷 金	20,367,785	修 繕 積 立 金	80,000,000
長 期 前 払 費 用	167,245,266	別 途 積 立 金	100,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	241,470,247
		(うち 当 期 純 損 失)	(1,561,107)
		自 己 株 式	-50,000
		純 資 産 の 部 計	723,420,247
資 産 の 部 計	819,577,926	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	819,577,926

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

科 目	金 額	
		円
【売 上 高】		
不 動 産 運 営 収 入	100,491,638	
駐 車 駐 輪 場 収 入	105,946,711	
受 託 料 そ の 他 の 収 入	4,429,336	210,867,685
【売 上 原 価】		
不 動 産 運 営 費	107,840,253	
駐 車 駐 輪 場 運 営 費	69,603,609	
受 託 事 業 原 価 等	3,302,740	180,746,602
売 上 総 利 益		30,121,083
【販売費及び一般管理費】		30,701,440
営 業 損 失		580,357
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	6,202	
受 取 保 険 金	877,805	
雑 収 入	58,906	942,913
【営 業 外 費 用】		
雑 損 失	607	607
経 常 利 益		361,949
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	1,470,114	1,470,114
税引前当期純損失		1,108,165
法人税及び住民税等		452,942
当 期 純 損 失		1,561,107

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

(単位: 円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	302,000,000	0	0	0
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
当 期 変 動 額 合 計				
当 期 末 残 高	302,000,000	0	0	0

(単位: 円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		修繕積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	0	80,000,000	100,000,000	243,031,354	423,031,354
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				-1,561,107	-1,561,107
当 期 変 動 額 合 計				-1,561,107	-1,561,107
当 期 末 残 高	0	80,000,000	100,000,000	241,470,247	421,470,247

(単位: 円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価差額等合計	
当 期 首 残 高	-50,000	724,981,354	0	0	724,981,354
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		-1,561,107			-1,561,107
当 期 変 動 額 合 計		-1,561,107			-1,561,107
当 期 末 残 高	-50,000	723,420,247	0	0	723,420,247

個 別 注 記 表

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法により評価しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

但し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物の償却方法は、定額法によっています。

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、重要性が乏しいと認められるリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付にあてるため、退職金規程にもとづく自己都合期末要支給額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、重要性が乏しいと認められるリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料総額は、269,500 円です。

消費税等の会計処理 税抜方式によっています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数 | 6,040 株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の数 | 601 株 |

3. その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額 579,175,686 円

報告第 2 2 号

令和 6 年度三日市町駅整備株式会社の事業並びに決算の報告
について

令和 6 年度の三日市町駅整備株式会社の事業並びに決算について、地方
自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

2025 年 5 月 12 日

三日市町駅整備株式会社

取締役社長 上田 典生 殿

監 査 役 戸川 雅之

監 査 報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において、適正に表示しているものと認めます。

以 上

第 21 期 （2024年度）

事 業 報 告

2024年4月 1日から

2025年3月31日まで

三日市町駅整備株式会社

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2024年度は鉄道駅総合改善事業整備施設及びホーム施設等の南海電気鉄道株式会社への賃貸事業を行い、売上高として16,639,602円を計上しております。

一方、売上原価・販売費及び一般管理費は整備施設の減価償却費及び事務委託費等で16,617,702円を計上しており、その結果、営業利益は21,900円(前期比5.2%減)となりました。

これに営業外収益を加算した経常利益は26,583円(前期比13.8%増)、法人税等を控除した当期純損失は58,493円となりました。

(2) 対処すべき課題

特にございません。

(3) 財産および損益の状況の推移

(単位:円)

区 分	2021年度 第 18 期	2022年度 第 19 期	2023年度 第 20 期	2024年度 (当期)第 21 期
売 上 高	18,316,059	17,765,589	17,398,931	16,639,602
当 期 純 利 益	△ 63,145	△ 64,397	△ 61,142	△ 58,493
1株当たり当期純利益	△315円72銭	△321円98銭	△305円71銭	△292円46銭
総 資 産	242,204,162	227,752,331	213,650,930	200,216,712
純 資 産	7,725,919	7,661,522	7,600,380	7,541,887

(4) 重要な親会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は南海電気鉄道株式会社で、同社は当社の株式を120株(出資比率60%)所有いたしております。

当社は同社に対して、三日市町駅における鉄道駅総合改善事業整備施設の賃貸を行っております。

(5) 主要な事業内容

当社の主要な事業は以下のとおりであります。

三日市町駅における鉄道施設の建設及びその施設の貸付

(6) 主要な営業所

本 店 大阪府河内長野市三日市町1125番地

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 200 株

(2) 株主数 2 名

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数
南海電気鉄道株式会社	120 株
河内長野市	80 株

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
上 田 典 生	代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	
中 橋 栄 一	取 締 役	
窪 田 勇 輝	取 締 役	
藤 田 晃 正	取 締 役	
戸 川 雅 之	監 査 役	

(注) 2024年6月4日、取締役 山田 耕司は退任いたしました。

同日、新たに中橋 栄一は取締役に就任いたしました。

第 21 期 （2024年度）

計 算 書 類

2024年4月 1日から

2025年3月31日まで

三日市町駅整備株式会社

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,327,127	流 動 負 債	785,240
預 金	8,327,127	未 払 法 人 税 等	84,400
		未 払 消 費 税 等	700,840
固 定 資 産	191,889,585	固 定 負 債	191,889,585
有 形 固 定 資 産	191,889,585	長 期 前 受 金	191,889,585
建 物	164,765,775		
建 物 附 属 設 備	6,136,593	負 債 合 計	192,674,825
構 築 物	20,987,213		
機 械 装 置	1	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	3	株 主 資 本	7,541,887
		資 本 金	10,000,000
		利 益 剰 余 金	△ 2,458,113
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,458,113
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,458,113
		純 資 産 合 計	7,541,887
資 産 合 計	200,216,712	負 債 及 び 純 資 産 合 計	200,216,712

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		
賃 貸 収 入	16,639,602	16,639,602
売 上 原 価		
賃 貸 原 価	14,739,602	14,739,602
売 上 総 利 益		1,900,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,878,100
営 業 利 益		21,900
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,420	
雑 収 入	263	4,683
経 常 利 益		26,583
税 引 前 当 期 純 利 益		26,583
法人税、住民税及び事業税		85,076
当 期 純 損 失		58,493

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	10,000,000	△ 2,399,620	7,600,380
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		△ 58,493	△ 58,493
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 58,493	△ 58,493
当 期 末 残 高	10,000,000	△ 2,458,113	7,541,887

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物本体 定額法

建物本体以外 定率法

2. 工事負担金等の会計処理

鉄道駅総合改善事業における三日市町駅の鉄道施設の建設を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受領した場合には、工事完成時に当該工事負担金等を取得した固定資産の取得原価から直接減額しております。

3. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式

200株

認定第 1 号

令和 6 年度河内長野市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度河内長野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 2 号

令和 6 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 3 号

令和 6 年度河内長野市土地取得特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度河内長野市土地
取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認
定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 4 号

令和 6 年度河内長野市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定

について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度河内長野市部落有財産特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 5 号

令和 6 年度河内長野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度河内長野市介護
保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認
定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 6 号

令和 6 年度河内長野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度河内長野市後期
高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議
会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 7 号

令和 6 年度河内長野市水道事業決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度河内長野市水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

認定第 8 号

令和 6 年度河内長野市下水道事業決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度河内長野市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

議案第 58 号

河内長野市教育委員会委員の任命について

河内長野市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、本市議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第 5 9 号

河内長野市地域経済循環創造事業補助金審査委員会設置条例

の制定について

河内長野市地域経済循環創造事業補助金審査委員会設置条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市地域経済循環創造事業補助金審査委員会設置条例

(設置)

第 1 条 地域の資源を活用した民間企業の新たな事業（以下「事業」という。）に係る初期投資費用を支援する河内長野市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、提案された事業を適正かつ公平に審査することを目的に、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、河内長野市地域経済循環創造事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の要請に応じて、次に掲げる事項について審議等

を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 提案された補助金に係る事業（以下「提案事業」という。）の審査に関すること。

(2) その他委員会の目的の達成に必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 商工関係者

(3) 提案事業に関して専門的な知見を有する者

(4) 市及び関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の進行のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

議案第 6 0 号

河内長野市寺ケ池公園リニューアル事業検討委員会設置条例

の制定について

河内長野市寺ケ池公園リニューアル事業検討委員会設置条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市寺ケ池公園リニューアル事業検討委員会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、河内長野市寺ケ池公園リニューアル事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、寺ケ池公園リニューアル計画に基づき実施するリニューアル事業（以下「本事業」という。）を推進するに当たり、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて答申し、又は意見を述べることができる。

(1) 本事業の具体的な事項に関すること。

(2) 本事業の進捗管理に関すること。

(3) その他本事業に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の関係者

(3) 寺ヶ池公園の指定管理者の職員

(4) 市民

(5) 市及び関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席（オンライン（映像及び音声の送受信

により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)を活用した出席を含む。)がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面の送付等によって行う審議(以下「書面審議」という。)をすることをもって会議に代えることができる。

2 書面審議は、委員の半数以上が可否等を表明したことをもって成立し、書面審議の議事は、可否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 書面審議を行ったときは、会長はその後に招集される最初の会議において、審議の結果を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

議案第 6 1 号

河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の制定について

河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第 1 節 通則（第 5 条～第 1 9 条）

第 2 節 乳児等通園支援事業の区分（第 2 0 条）

第 3 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条～第 2 4 条）

第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために

必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者は、河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団であってはならない。

8 乳児等通園支援事業者の代表者、役員、従業員等は、河内長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に

関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）

を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を

与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提

供を行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第3節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援

事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員の基準）

第２２条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支

援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第 2 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第 2 5 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年大阪府条例第 1 0 3 号。保育所に係る部分に限る。）
- (2) 認定こども園 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 1 8 年大阪府条例第 8 8 号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年河内長野市条例第 3 4 号。居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

（準用）

第 2 6 条 第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事

業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 2 号

職員の育児休業等に関する条例の改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年河内長野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 2 1 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 2 1 条の次に次の 4 条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第 2 1 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 2 2 条第 1 項中「職員が」の次に「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する」を加える。

第 2 3 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 2 3 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 2 1 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

議案第 6 3 号

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正について

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 2 年河内長野市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 9 項中「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改め、同条第 1 3 項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第 1 4 項を次のように改める。

1 4 前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内（第 1 1 項に規定する介護時間

の承認を受けて勤務しない職員にあっては、2 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)

(2) 1 年につき 7 7 時間 3 0 分を超えない範囲内 (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、当該職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間を超えない範囲内)

第 6 条中第 1 5 項を第 1 7 項とし、同条第 1 4 項の次に次の 2 項を加える。

1 5 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

1 6 第 1 4 項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの)において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

第 7 条第 1 項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第 7 条の 2 とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 7 条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年河内長野市条例第 7 号)第 2 4 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)

に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後勤務時間条例」という。）第6条第14項の規定の適用については、同項第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後勤務時間条例第7条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 6 4 号

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例の改正に
ついて

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例（令和元年河内長野市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 9 項中「第 1 3 条の 2」を「第 1 3 条の 3」に改め、同条第 1 5 項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第 1 6 項を次のように改める。

1 6 前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする会計年度任用職員は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該区分に定める時間

ア フルタイム任用職員 2時間を超えない範囲内（第11項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間（イにおいて「介護時間取得時間」という。）を減じた時間を超えない範囲内）

イ パートタイム任用職員 定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間又は2時間から規則で定める時間を減じた時間のいずれか短い方の時間を超えない範囲内（第11項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、当該短い方の時間から介護時間取得時間を減じた時間を超えない範囲内）

(2) 1年につき、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該区分に定める時間

ア フルタイム任用職員 77時間30分を超えない範囲内

イ パートタイム任用職員 当該パートタイム任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内

第13条中第17項を第19項とし、同条第16項の次に次の2項を加える。

17 前項の規定による申出をした会計年度任用職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該会計年度任用職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の

内容を変更することができる。

- 18 第16項の規定による申出をした会計年度任用職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

第13条の3を第13条の4とする。

第13条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を「請求等」に改め、同条を第13条の3とする。

第13条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第13条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年河内長野市条例第7号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例第13条第16項の規定の適用については、同項第2号ア中「77

時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同号イ中「1 0」とあるのは「5」とする。

- 3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例第 1 3 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以降は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 6 5 号

河内長野市市税条例の改正について

河内長野市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市市税条例の一部を改正する条例

河内長野市市税条例（昭和 5 9 年河内長野市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 8 条中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 19 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 27 条第 1 項ただし書中「支払い」を「支払」に、「若しくは同条第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 28 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 28 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 14 条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 88 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 88 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 89 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 90 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 88 条第 1 号

アに掲げる紙巻きたばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）
の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料の
もので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部とした
ものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱す
ることによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たば
この重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定す
るものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて
同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。
ただし、当該加熱式たばこの1本あたりの重量が0.35グラム未満
である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこ
の1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の
0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当
該加熱式たばこの品目ごとの1個あたりの重量が4グラム未満である
場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻た
ばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適
用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外
のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡
し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個あたりの重量に当該加熱
式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ご

とに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８９条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８９条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第１４条の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定
令和８年４月１日

(2) 第６条及び第８条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の河内長野市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第19条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の2第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、令和8年1月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の河内長野市市税条例（以下「旧条例」という。）第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を

受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２８条の３第１項の規定による申告書について適用し、令和８年１月１日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２８条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１４条の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、河内長野市市税条例第８８条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９０条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１４条の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）河内長野市市税条例第９０条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１４条の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）新条例附則第１４条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に
０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 66 号

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の改正について

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年河内長野市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「加賀田 617 番地の 4」を「加賀田 578 番地の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 67 号

河内長野市南花台モビリティ「クルクル」の運行に関する条
例の改正について

河内長野市南花台モビリティ「クルクル」の運行に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市南花台モビリティ「クルクル」の運行に関する条
例の一部を改正する条例

河内長野市南花台モビリティ「クルクル」の運行に関する条例（令和 5
年河内長野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 7 年 11 月 30 日までの間」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 8 号

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年河内長野市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 6 9 号

河内長野市水道事業給水条例の改正について

河内長野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

河内長野市水道事業給水条例（平成 9 年河内長野市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「又は法」を「若しくは法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者若しくは法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 0 号

財産取得について

次のとおり財産取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 名 称

河内長野市市有施設照明 L E D 電灯備品購入

2 内 容

市有施設（21 施設）の L E D 電灯 4, 8 8 6 本

既設照明の取替え等関連作業 一式

3 契約方法

随意契約

4 買入価格

金 5 1, 7 0 0, 0 0 0 円

5 契約の相手方

東京都千代田区飯田橋二丁目 1 8 番 4 号

株式会社大塚商会

代表取締役社長 大塚 裕司